

北海道勇払郡安平町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

安平町議会は旧早来町と旧迫分町が、町の合併により誕生した議会であるため、新町としての歴史は12年程度でしかありません。

しかし、合併した時点から既に議会の活性化を視野に入れた取り組みに重点をおいて活動をすすめてきました。

まず始めとなる1期目に取り組んだのは、合併から2年後となる平成20年に、「議会改革に伴う懇談会」を開催し、議員定数及び議員報酬について町民の方から忌憚のない意見を伺おうと、昼夜を含め4会場で計8回の開催として取り組みを進めました。

そうした中で、多くのご意見等を頂き次期改選となる平成22年に向けて、合併時に18名だった定数を14名に削減し、議員報酬についても検討を進めましたが、現状維持として据え置く事としました。

次に合併から2期目を向かえた時点で、議会基本条例の制定について検討を進めました。この時期には既に道内の先進自治体では制定が始まっており、各自治体で検討が進められていました。

安平町においても、必要性の検討を進めるため道内の先進自治体への視察、意見交換も実施し、平成25年には安平町議会基本条例を制定しました。

ここに至るまでに、前段のたたき台作成のために小委員会で案をまとめ特別委員会でその内容を確認していくといった作業を経たため、総体がまとまるまでには数年の期間がかかり、その後に町民の意見を伺うためにパブリックコメントを実施しました。

そして、最終的には町の方で同タイミングで策定を進めていたまちづくり基本条例の施行日と併せての施行としました。

それから、合併から3期目に入り更なる検討の中で定数削減、報酬額の検討、政務活動費等の実質活動費の検討を進めました。

今回は検討を進めるために、専門的知見を伺うために北海道議長会に出向き研修をさせて頂き、そうした中で特別委員会において度重なる検討の結果、平成29年6月に議員定数については現行14名を2名減で12名とする条例を委員会提案により決定し、議員報酬については、町の方へこうあるべきといった内容を示させて頂き、町の方で検討を進めて頂く事としました。

なお、政務活動費等の実質活動経費の検討については、町民の方からも一律に報酬を引き上げるよりも実質的な効果が期待できるといったご意見も頂きましたが、新聞報道等で度々記事として政務活動費に関する不祥事事件が取り上げられているタイミングであったため、今回は今後更なる検討を加えていくこととしたところです。

●重点的な取り組み

議会基本条例の中で、政策づくり、重要事項の確認を進めるために以下のことを規定しました。

- ・町民にわかりやすい議会運営を図るため一般質問の一問一答方式としました。
- ・議員間の自由な討論により議員相互の十分な討論を経た合意形成に努めこととしました。

・町側から質問内容をより明確にする目的で議員の質問に対して、反問することができることとしました。

また、この基本条例で別の条例で定める案件のほか、以下の案件を議決することとしました。

- ①総合計画基本構想及び基本計画
- ②安平町都市計画マスタープラン
- ③地域福祉総合計画及び介護保険事業計画
- ④定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は当該協定の廃止を求める旨の通告

さらには、重要政策等を議会に提案するとき、以下の事項について資料を作成し、わかりやすく説明するよう努めるものとした。

- ①政策等の発生源
- ②総合計画基本構想、基本計画及び他の基本計画等との整合性
- ③関係する法令及び条例等
- ④検討した他の政策等との比較
- ⑤実施に伴う財源
- ⑥将来にわたる維持管理経費の推計及び財源

2 住民に開かれた議会

安平町議会では合併後から住民に目を向けた議会となるように取り組みを行ってきました。その後、それらも盛り込む形で議会基本条例の制定に合わせて、更なる取り組みを行ってきました。

①議会懇談会及び報告会

合併後からすぐに検討を進め平成 20 年から実施しており、現在では 4 会場で開催し、議員定数、議員報酬等に係るご意見等も伺っています。

以前は、3 月議会で決まった当初予算をベースにその年度のポイントとなる事業関係の説明等を重点に進めていましたが、集まった町民の方から、決まったことの報告よりも今後のことを話せる懇談の時間を多くもって欲しいといった声が多く寄せられ近年では、懇談会のウエイトが強くなってきている現状にあります。

②議会だよりの充実

議会だよりは、基本的には定例会後に年 4 回の発行としています。半数ずつの議員が 2 年のサイクルで議会広報特別委員となり、表紙の写真撮影と最終ページの後書きを順番に担当し、内容の構成、文章表現のチェックまでを議員が率先して行っています。

また、一般質問に関しては質問議員本人が要約し文章表現することとしており、第三者のニュアンスで質問要旨が変わらないように注意を払いまとめています。

なお、議会だよりの紙面全般を通して、レイアウトの工夫等見やすい編集に心がけています。

③定例の議会開催案内の配布

町内で配達される新聞全社に折り込み配布して、定例の議会開催が近づいた時点で、日程と一般質問のタイトル、議案の主なものを周知し、少しでも多くの町民に議会に関心を持って頂けるように情報発信に努めています。

④議会ホームページの活用

町のホームページの中に議会のエリアを設け、議会のライブ放送、過去の議会等の録画放送が確認できるようになっています。

それと併せて、議会日程、一般質問のタイトルを掲示し、その後各議会等の案件がまとまった時点でPDF化し議案内容掲載をしています。

また、毎年の予算決算を含めた議会の概要を作成掲示し、これだけで当町議会の基本的なことが確認できるようになっています。

⑤メディアディスプレイの活用

主だった公共施設にメディアディスプレイを設置しており定例、臨時の議会外予算、決算特別委員会の開催時にはライブ放送を実施し、公共施設をご利用している町民に対して情報提供に努めています。

⑥あびらチャンネル放送の活用

町ではテレビの空チャンネルを利用した町内限定ローカル放送「あびらチャンネル」を実施しており、テレビから町内のイベント等を含めた情報確認が可能となっています。そうした中で、定例、臨時の議会等の開催時に各家庭のテレビの画面で生放送を実施しています。

これによって、外出が苦手な方もご自宅に居ながら議会の様子が手軽に確認できるようになっています。

3 地域振興のために特別な取組みをした議会

安平町議会は、議会及び議員活動の活性化と資質の向上のために、必要な事項と町政の積極的な情報公開及び、町民参加のまちづくりを基本とした議会運営を行い、地域の発展と町民の福祉向上及び教育文化に寄与することを目的として活動を進めています。

なお、議会基本条例において、町の根幹を成す基本計画等は議決案件としていますが、とりわけ、まちづくり基本条例策定時には、議会基本条例との整合性が保たれているか等の議論を積極的に行ってまいりました。

北海道広尾郡広尾町議会

2 住民に開かれた議会

平成27年1月に施行した広尾町議会基本条例に基づき、「住民に開かれた議会」をめざし、以下の各種取り組みを実施している。

○ホームページによる議会情報の公開

従前から議会広報紙、議員の紹介などを町ホームページに掲載し、会議録の公開も行っていたところであるが、議会基本条例の趣旨に基づき、平成27年4月から本会議における議案の審議結果、賛否状況や議員の出欠状況などの「議会の活動状況」や議会用語の解説など掲載項目を増やしたほか、既設項目も内容を追加し、議会情報の公開に積極的に努めている。

また、従前から実施している役場庁舎内テレビにおける議会中継に加え、平成26年9月からはインターネットを利用した本会議や委員会のライブ中継及び録画中継も開始し、議場に足を運ばなくても気軽に議会審議の様子を見ることができるようになった。

○町民に親しまれる議会広報誌づくり

議会広報誌は議会広報特別委員会（委員6人）を設置し、年4回（3、6、9、12月の各1日）発行している。また、定例会の翌月1日に「議会速報」を発行し、審議された概要を町民にお知らせしている。

編集について、従前は議会広報特別委員会を1回開催して事務局が作成した内容の確認、修正を行うのみであったが、編集に委員がもっと積極的に携わってもらうため、平成28年度から、定例会最終日及び事務局による編集作業終了後の2回、「議会広報編集会議」を開くこととした。1回目の編集会議では、ページ割や掲載記事の優先順位等を決定し、2回目の編集会議では見出しのつけ方や写真、図表の使い方等について意見を交わすなど、より町民にわかりやすい内容となるよう努めている。その後最終の議会広報特別委員会を開催し、内容の最終確認を行っている。

編集技術の習得についても、定期的に全道の広報研修会に参加しているほか、平成29年度には町議会独自に「住民が読みたくなる『議会広報』づくり」をテーマとした研修を行い、文章要約や見出しのつけ方など編集技術の向上を図った。その研修内容を踏まえ、編集会議において一般質問の見出しをよりよいものとするため、各委員が案を出して議論し、より興味を引く見出しを作り上げている。

○議会モニター制度の活用

議会基本条例に「議会モニターの設置」が規定されており、平成27年4月に制定した「議会モニター設置要綱」に基づき、町民からの要望や提言等を広く聴き、議会運営に反映させることを目的として議会モニター制度を実施している。

町民の中から公募等によりモニター（任期2年）を委嘱し、議会の傍聴や議会広報誌の内容等を通じ、随時議会運営に関する意見を聞いている。また、年2回モニターと議員が意見交換する議会モニター会議を開催している。

○議会報告会、議会懇談会の開催

議会活動（委員会活動を含む）の状況を地域に出向いて町民に直接報告・説明し、議会活動に対する批判や意見、町政に対する提言などを直接聞く機会とするため、議会報告会及び議会懇談会を開催している。

議会報告会は年1回、議員2班体制で実施し、議会の審議結果や活動内容のほか、町政の重要課題等について町民へ報告し、意見交換を行っている。平成29年度は6会場で開催し、町民129人の参加があった。

議会懇談会は、産業団体や女性団体などの町内各種団体と自由な意見交換、懇談を行う場として開催している。議員3班体制で年数回実施している。

議会報告会、懇談会ともに、町民から出た意見等については全体で集約して各議員の活動に活用している。また、議会広報誌や議会速報で町民にも周知しているほか、町政に関する意見については執行者へ通知している。

今後は議会活動を町民に理解してもらい、より活発な意見交換が行えるよう報告内容や運営等についてさらなる改善が必要と考えている。

○高校生議会の開催

次代を担う高校生の視点から町に対する要望や意見を表明する機会をつくることで、社会への参画意識の高揚を図るとともに議会やまちづくりに対する関心、理解を深めてもらうことを目的とし、平成28年2月3日に高校生議会を開催した。

広尾高校の生徒代表8人が議員となり、執行者へ一般質問を行った。高校側からの要望もあり、開催2日前に質問の内容等について議員が生徒へアドバイスを送る交流事業を実施した。

○議員の自己評価を公開

町民に対し議会情報の積極的公開を進めることを目的に、「議員一人一人が1年間どのように考え、どう活動したか」を振り返る自己評価の実施を平成29年分の活動から予定している。実施結果については、議会広報等で町民へ公表する。

○議場を開放しての行事を開催

平成28年度に「広尾町はサンタのまち、議会からも取り組みをしては」との議員からの提案を受けて、12月定例会の会期中、本会議場にクリスマスツリーを飾る取り組みを行った。

平成29年度も同様の取り組みを実施するとともに、12月に議場を使用しての「ジャズコンサート」の開催を予定している。（主催は議員会）

普段なかなか入ることのない議場でイベントを行い、多くの町民に足を運んでもらうことで、より議会を身近に感じてもらうことを目的に開催するものである。

今後も町民にとって議会や議員がもっと身近なものになるよう、さらなる情報公開に努めるとともに、議員個々の資質向上を図り、町民に信頼される「たのしい議会」となるよう継続して取り組みを進めていく。

青森県上北郡野辺地町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

年4回の定例会における一般質問者は計16名で、一定例会あたり平均3.75となっており、町政運営における広範囲な質疑が交わされている。質問は事前通告制とし、通告した内容について活発な質疑応答が行われるとともに、傍聴者へも簡潔で解りやすい質疑応答となるよう一問一答方式を採用しており一議題につき質問の回数を3回まで（議長の許可で4回）、原則一人60分を持ち時間としている。

常任委員会では、総務（現数5名）、建設産業保健衛生（現数5名）の2委員会を設置し、必要に応じて特別委員会を設け、所管事務等の調査を行っている。災害発生時等には関係課等から資料提供を求めこととし、担当委員会または議員全員での現地調査などを実施している。

また、県議長会や郡議長会主催の研修会等へも積極的に参加するとともに、近隣4ヶ町村の持ち回りで研修会を開催するなどし、研鑽に励んでいる。

町政への反映や議会活性化にあたっては、全国の類似団体や友好都市提携している団体を隔年で視察研修するとともに、先進事例等の調査研究を行うことで、今後の議会及び議員活動に活かすよう努めている。

2 住民に開かれた議会

住民に開かれた議会を目指し、議会の在り方について検討を行った結果、平成二十五年十二月定例会において議会基本条例を制定し、そのなかで、年二回の議会報告会の開催や、定例会ごとの「議会だより」の発行を議会単独で行うこととしている。

議会報告会では、様々試行錯誤を重ね、町内一ないし二箇所です毎年実施しており、議会活動の概要や議会活性化へ向けた取り組み状況、町政の重要案件や課題、各種委員会での取り組み状況といった事案について説明、報告をし、町民との活発な意見交換や質疑応答が行われている。

議会だよりは年四回（五月、八月、十一月、二月）発行し、自治会長を通じた二十三自治会への毎戸配布と、公共施設等への配布を含め、毎号五千九百部を発行している。作成にあたっては、発行月ごとに広報委員六名がローテーションにより編集委員を務め、事務局職員二名を含めて編集し、一般質問や議案にう対する質疑応答を議員自らが原稿の作成や校正を手掛けるなど、議員主体となって編集に携わっている。また、掲載内容は町民に親しまれるよう写真やイラストなどを多く掲載するよう努めている。

現時点で議会のためのホームページは準備していないものの、町ホームページにおいて定例会の開催案内や審議結果、議会報告会や各種委員会等の開催案内、議員名簿等の掲載を行っており、併せて防災広報無線を活用した傍聴の呼びかけ等、開かれた議会を目指して議会情報の積極的な公開に努めている。

また、開かれた議会及び議会改革の一環として、町議会議員選挙の際、各議員候補の写真や選挙公約、経歴等を一覧で掲載した選挙公報を毎戸配布している。このことにより、町民は政見の理解度が進むばかりではなく、選挙に係る費用の削減にも繋がっている。

秋田県山本郡三種町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

三種町は、平成18年3月20日に琴丘町、山本町、八竜町の3町が合併し誕生した。

三種町議会は、3ヶ月間の在任特例を適用し旧3町の議員が在職。合併当初の住民の不安解消に努めたほか、新町の条例等、数多くの議案を議決し、町の礎を築き、円滑な移行を進めた。新町最初の選挙では定数を22人とし、その後は改選のたびに定数を見直し、現在は18人となっている。

委員会の設置については、「総務」「教育民生」「産業建設」の3常任委員会のほかに、議会運営委員会を置いている。さらに、今年6月には「議会広報編集特別委員会」を「広報広聴常任委員会」と改め、町民の目線に立った広聴活動について調査・検討を進めている。

また、随時議会改革特別委員会を設けて、これまで定数削減、予算・決算の委員会審査への移行、町民と議会との懇談会開催などを検討し、それが実行に移されている。

政策づくりに関しては、町の意志決定に際し、本会議における質疑や一般質問だけではなく、必要に応じて、議会全員協議会を招集し、政策形成過程に参画しているところである。予算審議においても、議会の意思を修正案でもって提出するなど、積極的に政策づくりに関与している。また、当初予算・決算審議では、それぞれ所管課から事務事業等についての詳細な説明や執行状況を伺い、職員と議論を交わしながら政策提言も行っている。さらに、経済社会情勢に的確に対処すべく意見書を提出するなどの方法にもよって、政策形成を行っている。

議会の監視機能の発揮については、行財政運営や、事務事業の処理が適法・適正に、しかも公平・効率的に行われているかという視点に立ち、時には業務管理体制を指摘し、再考を求めることもある。

また、「所管事務調査」により、議員自らが現場に足を運び事業の執行状況を確認し、検証を行い、それに基づき真意を質している。

議員は、住民の付託に応え、その使命を果たすため、自己研鑽と資質の向上に取り組んでいる。

すべては、住民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指して、その実現に努めている。

2 住民に開かれた議会

三種町議会は、住民全体の福祉向上と活力ある地域社会実現のためには、住民の声を代弁するにとどまらず、住民の中に飛び込み、住民との対話を重ね、住民の悩みと声をくみ上げることが大事であるとの観点から、「町民と議会との懇談会」を開催しているが、参加者の減少もあることから、広聴制度のあり方について、議論を重ねているところである。

このほか、三種町連合婦人会主催の研修会における「議会議員との懇談会」に議員は積極的に出席。議会活動報告、会員からの質疑や提言を受け、意見交換を通じて議会をより身近に感じてもらえるよう心がけている。

また、議会広報誌である、「議会だより」を年4回、定例会後に発行してい

る。議員6人が編集委員となり、一般質問、議案審議の内容、町民と議会との懇談会における質疑応答・要望事項に対する回答などの議会活動を掲載している。また、町民の町に対する意見・要望を取り上げるなど、親しみやすく、わかりやすい誌面づくりに取り組んでいる。

ホームページでは、議員を顔写真付きで紹介。議事日程、審議結果、会議録、請願・陳情の手順、議会だより、行政視察のご案内を掲載のほか、議長交際費を公開している。

また、議会開会日の前日夕方及び当日朝に、防災行政無線を通じて全町に傍聴の呼びかけを行っている。

傍聴には、個人が、あるいは婦人会、自主活動グループなどの団体が訪れる。

このほか、議場を開放し、校長会主催の子ども議会が年1回開催されている。本会議さながらに、2名の子ども議長が議事を進行。町内全小中学校の児童生徒代表が子ども議員となって町政に対する一般質問を行い、町長が答弁し、議場は熱気に包まれる。傍聴席は、子ども議員の家族や学校関係者などで満席となる。

三種町議会は、さらに住民の関心を高め、それを活力ある地域社会につなげるため、より開かれた議会を目指している。

福島県耶麻郡西会津町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

西会津町議会では、主に特別委員会を設置し、議会改革及び議会活性化に取り組んでいる。

また、執行機関が進めようとしている重要な案件（計画）に対しても特別委員会を設置し、これまで中学校の統合、市町村合併、小学校の統合、保育施設の運営等について、議会の総意として方向性を示している。執行機関も議会が示した方向性に沿って行政に反映するなど、議会による政策づくりと監視機能が有効に機能している。

さらに、議案審議においても、監視機能を働かせ、平成 21 年 9 月から現在まで、19 議案について、条例の一部改正や補正予算の一部修正、決算否決などを行っている。

①議会基本条例を制定

平成 22 年 6 月に地方自治の自立に対応した議会の構築及び自らの改革を継続発展させることを目的として特別委員会を設置し、議会基本条例の必要性を調査、改選後の平成 23 年 9 月に議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にする議会基本条例の制定を行うため特別委員会を設置した。

その後も地方分権が進む中で、町の自己決定・自己責任の範囲が拡大していることに伴い、議会の果たすべき役割は大きくなっており、その役割と活動の指針を町民に明らかにするとともに、議会運営のルールを遵守し、実践することによって町民の福祉向上と持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与するため、平成 25 年 3 月 21 日に「西会津町議会基本条例」を審議し、全会一致で可決、同年 4 月 1 日に施行となった。

②議決事項の追加

議会基本条例のなかで、町の基本構想及び基本計画である総合計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を議決事項に追加した。

その他の町政執行上で重要な計画については、町と協議し、全員協議会で説明を受け協議している。

③一問一答方式・反問権の付与

一般質問は、議会の持つ監視機能の一環として議員の持つ議会活動上の基本権限であり、その権限を最大限に活かすため、平成 20 年 12 月議会定例会から制限時間 60 分、再質問以降一問一答方式・対面方式を導入した。

また、同定例会から執行機関への反問権を付与した。

④予算・決算勉強会（評価）

新年度予算及び決算については、それぞれ上程される議会定例会において、議案説明後に休議し、各常任委員会で勉強会を開催している。勉強会では、所管する事務事業の担当課から詳細説明を受け、評価とともに議案審議に役立てている。

また、新年度予算審議では、重要施策の審議として議会が事業を指定し本会議での詳細説明を求めている。

⑤休会中の委員会活動の活性化

休会中の常任委員会活動として、当該年度における町の重要な事務事業についての管内及び管外調査を実施し、定例会で委員会の意見・提言を付して報告

を行っている。

⑥議員研修

定期的に議員の資質向上と合わせて監視機能強化のため研修会を実施している。

また、議会の第三の機能である政策立案機能を果たすことがこれからの議会に特に重要となってくることから、平成 29 年から福島大学教授を講師として招き政策立案のための研修会を実施し、最終的には提言書を町に提出することを目標としている。

⑦今後の取り組み

◆町民への意見聴取

議会報告会や一般会議等で町民の意見等を聴取してきたが、アンケートを実施するなど、議会に対する町民の意見を広く聴取し、議会活動への参考とすることを検討していく。

◆町民の議会への参画促進

議会の政策立案機能を向上させ町民に寄り添ったまちづくりをするため、政策サポーター制度の導入など、町民の議会への参画を積極的に促進するための調査検討を予定している。

◆議会基本条例評価

議会基本条例が制定されてから 5 年が経過することから、条文ごとの実績を評価し、更なる議会の活性化及び町民福祉の向上と持続的で豊かなまちづくりの実現を目指すこととしている。

2 住民に開かれた議会

①議会の見える化

議会は町民を代表する議事機関であることを自覚し、公平性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会を目指して情報の公開を行っている。

今まで、読みやすく親しみやすい議会広報紙の作成に努め、情報提供を行ってきたほか、町ケーブルテレビを活用し、議会定例会の完全生放送及び再放送の実施、会議録等のホームページ掲載等を行ってきた。

また、平成 29 年 5 月からは、臨時議会や委員会活動をケーブルテレビで放映しているほか、ホームページ上でも委員会活動や議長交際費等の情報を公開し、積極的に議会の見える化を図っている。

②議会報告会（町民と議会との懇談会）

町民への説明責任を果たすため、平成 25 年 11 月より年 2 回の議会報告会を開催し、今年の 11 月で第 9 回目を数える。

第 6 回目からは、「町民と議会との懇談会」として、議会からの報告を簡潔に行い、町民との意見交換に重点を置いて、多くの町民の意見を聴く機会を設けている。

開催場所も中心部だけでなく、集落に入って開催するなど、参加しやすい環境づくりに努めている。これまでの開催状況は、延べ 73 会場・757 名の参加であり、少しずつ参加者も増加傾向にある。

②模擬議会の開催

平成 27 年から、子どもたちの生の声を聴く機会と、議会への理解を得るため、町・教育委員会とタイアップし、小中学校の児童生徒議員による模擬議会

を開催している。

３ 地域振興のために特別な取組みをした議会

① 常任委員会事務調査による「まちづくり」

各常任委員会が行う町の事務事業に対する事務調査は、定例会での委員会報告のみならず、議員自らの見聞を広めることにもつながっており、一般質問等で提言するなど、まちづくりのため議会活動に活かされている。

② 一般会議

広く町民からの意見を聴くため、自由に意見を交換する場として一般会議を置き、積極的に議会広報紙や議会報告会で開催の呼び掛けを行っている。

現在まで、商工会、商工会青年部との一般会議を開催し、一般質問等で地域振興や商店街の活性化に向けた提言等を行ってきた。

本年８月にも農協青年部（町内若手農家）と一般会議を開催し、町の基幹産業である農業を取り巻く現状把握に努め、今後の農業の在り方について意見交換を行っている。

今後は、町内の農家や農業法人団体等とも一般会議を開催し、最終的に町の農業振興策についての提言書をまとめ、町に提出する計画である。

③ 他議会との情報交換・研修

町の課題解決に向け、隣接する町議会及び地区町村議会との情報交換や研修等を行い、一般質問での提言など、地域づくりのための取組みを行っている。

また、今後は広域的な発展を目指すため、広域圏を構成する市町村議会との情報交換や研修等を行う予定である。

福島県西白河郡矢吹町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1 一問一答方式の導入

議会改革の一環として、矢吹町議会では従来の一括質問・答弁方式から論点の明確化と活発な論戦を期待すべく、一般質問について「一問一答方式」を平成29年第405回議会定例会より導入した。また議員側の質問を、答弁する執行部側に向けて行なう対面方式にも改め、質問と答弁のキャッチボールをスムーズに実施している。

2 議員定数の削減

議会として議員自ら身を切る覚悟で議会改革と活性化に取り組んでいることを町民に理解いただく観点から、議員定数について類似団体及び近隣同規模自治体との比較や町民の意見等踏まえ議論を重ねた結果、平成28年の改選時より、16人から14人に削減を図った。

3 議会基本条例の制定

議会基本条例は、自治に基づく地方議会運営を定めた条例となっており、新たに検討を行なってきた事項及び従来から「慣行」として行なっていた事項のほかに、矢吹町議会そして議員が、従来の活動にとどまることなく自己の資質向上を図りながら議会改革を推し進め、また議会の構成員である議員の役割と身分上の位置付けの明確化を図ることが必要と考え、議会の規範となる「議会基本条例」の策定に向け議論を重ねた結果、平成27年第386回議会定例会において可決され、同年4月より施行されている。

2 住民に開かれた議会

1 議会だよりの発行・ホームページの充実

議会だよりは定例会後に発行し、町内全世帯に配布をしている。6名の編集委員で数回にわたり議会広報編集委員会を開催しており、町民に分かりやすい広報誌を目指すべく、委員間においての議論や研究、研修を日々重ねている。

また、議会広報のみでは細かな情報を伝えることが困難であるため、議会ホームページに会議録を掲載し、一言一句まで本会議内容を把握できる環境を整えている。更には平成29年12月より議会中継録画を配信することとなり、町内外への情報発信をより一層充実させる取り組みを日々実施している。

2 議会懇談会（報告会）の実施

議会懇談会は、議会活性化の一環として、議会の決定事項に係る町民の知る権利に応え、かつ説明責任を果たす機会と位置付け、町政の情報を共有するとともに「協働のまちづくり」の環境整備に資することを目的として平成25年から開催している。

今後も「町民との情報共有」を推進するため、議会が直接、議会としての考え方を報告し、町民の皆様との話し合いの機会を作り、議会としての意思決定の中に町民参加を進めることが重要であると考え、懇談会の運営のあり方を検討しながら実施してまいりたい。

3 子ども議会の開催

次代を担う小学校児童に、議会制民主主義の理解と議会への関心を深めてもらうことを目的とし「子ども議会」を平成18年から実施しており、町内の小

学6年生20名の「子ども議員」による教育・福祉・環境・健康づくりに関することなど、より暮らしやすい矢吹町の提言や行政への要望などが質問されている。

栃木県河内郡上三川町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

(1) 議会活性化の取り組み

議会の活性化、開かれた議会を目指して、平成24年3月に「上三川町議会活性化に向けた改革検討会」を設置、毎月1回会議を開催し、あらゆる課題に対し協議を重ねており、現在も継続中である。

今までの結果（実績）として、議員が自己都合・疾病等により議員活動ができないときの報酬等について定めた「議員報酬等の特例に関する条例」の制定、町において災害が発生した時の議会の対応について定めた「災害発生時の対応に関する要綱」の制定、地方自治制度、地方議会制度等を研究する場として「事務事業研究会」の設置などがある。

(2) 一般質問の活発化

議員定数16人の本町議会において、平成28年の4定例会における一般質問者数は計34人、1定例会あたり8.5人で、半数以上が行っている。

また、同様に傍聴者数は計295人、1定例会あたり73.8人で、傍聴席がほぼ埋まることもあり本会議に活況がある。

(3) 反問権（確認権）の導入

論点や争点を明確にすることにより、より議論が深まるよう、本会議・委員会・全員協議会等の全ての会議において、町長等が議員の質疑又は質問に対して、答弁に必要な範囲内でその趣旨又は内容を確認するための反問権（確認権）を付与している。

なお、本会議での質疑において、確認に対する議員の回答については、会議規則で制限された回数（3回）には含めていない。

(4) 議会広報委員会の設置

会議規則において、地方自治法第100条第12項に基づく協議等の場として、平成28年1月に議会広報委員会を設置した。広報編集に議員自らが積極的に関与し、町民に分かりやすく、かつ読みやすい紙面作りに努力している。

(5) 常任委員会の見直し

定数が5人又は6人であった3つの常任委員会を、より議論が活発化するといわれている定数に見直し、平成28年1月より定数8人の2つの常任委員会（総務文教・産業厚生）にした。

2 住民に開かれた議会

(1) 委員会・全員協議会の公開

開かれた議会のため、常任・特別委員会及び全員協議会を原則公開としている。

(2) 議会広報紙の発行

先進地視察研修の実施や全国町村議会議長会主催の広報クリニックの参加により、日々研究を重ね、現在までにおける広報紙「かみのかわ議会だより」の発行号数は167を数える。

議員自ら積極的に編集作業にかかわり、まず、手にしてもらえる広報紙作りを

心掛けています。

紙面に多くの写真を採用したり、見だしの表現・書体・レイアウトを工夫したりするなど、読みやすさを重視しています。また、各議員の議案に対する賛否一覧を掲載するなどし、毎号試行錯誤を繰り返しながら、よりよい広報紙となるよう努力しています。

(3) 中学生模擬議会の開催

議会をより身近に、また町政・議会に関心を深めてもらうために、平成27年度に町内全中学校（3校）の生徒による模擬議会を開催した。

各学校から推薦された29人の生徒が議長3人、議員26人に分かれ、1人あたり8分の持ち時間により、子供たちの目線で執行部に質問し、活発な議論が展開された。

(4) 議場傍聴環境の整備

高齢者や身体の不自由な方のため、議場傍聴席通路に車椅子等用昇降機を設置し、傍聴環境の整備をしている。

(5) 議会ホームページの充実

議会情報をより多く発信するため、議長交際費の執行状況、本会議の情報（一般質問通告一覧、議会日程）、議会広報紙などを掲載している。

(6) 政務活動費収支報告書の公開

透明性を図るため、政務活動費収支報告書（1円からの全ての領収書を含む。ただし、情報公開条例において非公開となる情報を除く。）を閲覧により公開している。

群馬県利根郡みなかみ町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

群馬県の最北端に位置するみなかみ町は、平成 17 年 10 月 1 日に 3 町村が合併し新設された。面積は約 781 km²と県内一位の広さで、その約 9 割は山林である。平成 29 年度の予算規模は 141 億 4000 万円で人口は合併当初から約 15%減り、平成 29 年 10 月 1 日現在で約 1 万 9500 人、高齢化率が 36%を超える過疎指定を受ける町である。

住人は、広大な自然と豊かな資源を保全、活用をしながら主に観光業や農業に携わり暮らしている。平成 29 年 6 月には、自然と共生した暮らしぶりやその広大な自然を抱えている町そのものが評価され、ユネスコエコパークに認定された。

議会では、少子高齢化、人口減少、合併特例債打ち切りを見越した財源の確保等々の課題が山積する中、人々の幸せな生活を確保する職務の遂行に日々邁進してきた。

合併当初の議員定数 46 名は、在任特例期間後には半数の 23 名、更に 4 年後の平成 22 年の改選時には 18 名へと現在の定数に議論を重ね改革してきた。一方で議員報酬については議論をする中、定数とは別の進捗をたどり平成 25 年 12 月議会で当局提案にて引き上げの提案がなされ現在に至っている。類似団体との比較から、なり手不足の解消へ、地方分権一括法施行以来の職責の重さ等が考慮されたもので、約 42%の引き上げには関係団体から視察も多くあった。報酬の引き上げは、平成 26 年 5 月より実施されたが同年 10 月には改選後の議員により、任期中の特例として約 10%の引き下げが行われている。

通年議会制は導入していないが、継続審査、調査により閉会中も活発に活動をしている。

議会基本条例や政務活動費の運用はないが、「みなかみ町まちづくり基本条例」の議会の責務を念頭に活動をしている。議会間の情報の共有はもとより民意の反映と報告を怠らないよう議員各位が行動をし、全員協議会や委員会等で議論を行っている。議場内での自由討議の定義は特にないが妨げるものもない。

活発な取組の一つに、三つの条例と一つの宣言文の制定がある。条例制定時から関わっていた「みなかみ町まちづくり基本条例」では、新町発足に際し町民、議会、町が一つとなって町づくりをする基本理念の位置づけをした。

「みなかみ町スポーツ・健康まちづくり宣言」では、企業と協働して町民の健康を推進するまちづくりに議会賛同の意を強める意味から制定をした。

「みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例」は広大な自然環境を有する町に相応しい地域づくりを振興するため、自然環境の保全とアウトドアスポーツを安全に楽しめる環境整備を目的に制定した。

「中小企業・小規模企業振興基本条例」では、予てより研究、調査を進めており産業振興を目的に小規模事業者のみならず、中小企業者も含めた支援となる配慮をして制定した。

他に観光の町として、町外との交流促進に議会自ら取り組んでいる。平成 23 年に群馬県が手がけた台湾での「ビジット群馬キャンペーン」をきっかけに、翌年から現在まで観光、教育旅行、人事交流、PR 拠点設置、イベント参加等を積極的に進めてきた。交流先は台北市、台南市へと広がり台南市とは交流協

定を締結し訪台人は、6年間で50倍の1万人となった。平成22年に教育旅行の観点から「中学生の海外派遣について」の一般質問は事業化され、タイ王国や台湾へ中学生の海外研修が開催されている。町は他にも友好協定を締結している都市などがあるが、中でも東京都三宅村とは議会発で交流が始まった。現在、三宅村とは農産物の交流計画が進められている。

更に「地域活性化対策特別委員会」では、地域を活性化するための「みなかみ観光リゾート山岳都市構想」をまとめ最終報告を行った。現在は、「まちづくり振興特別委員会」へと発展し、人口減少をくい止める手段として政策の議論を進めており、これまでに「千葉市高原千葉村有効活用での地域雇用について」、「子育てと若者の定住促進について」を提案している。

今後は議会基本条例制定等で活躍されている先進地等に学び議会の習熟度を上げるべく町民のための町づくりに努めていく。

埼玉県秩父郡皆野町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

平成17年7月議会改革特別委員会を設置、財政面からの改革、議会の自己改革を審議し、定数の削減と報酬の5%削減が決定されました。また休刊となっていた「議会だより」についても協議され、選挙後の平成24年5月に再刊することができました。

事務局室にレターケースを設置し、連絡文書・資料などは定期的に議会事務局へ出向き収受することで経費節減に努めています。

平成27年1月には、「議会の申し合わせ事項」を策定し議会運営などをまとめましたが議会基本条例制定にあっては、活性化に先行して制定するのではなく、議会改革の先進地の視察などを重ね議会の自己改革に取り組んでいます。

2 住民に開かれた議会

議会だよりは、昭和57年頃2年間ほど発行されていたが休刊となっていました。

平成17年7月議会改革特別委員会を設置し協議の中でも、住民に開かれた議会、住民の知る権利・議会の知らせる義務についても検討し、平成24年5月に再刊することができました。

平成28年3月には「議会だより編集委員会」を「広報常任委員会」とし、委員会活動費を保証し研究会・先進視察などを行い議会だよりの内容の充実に取り組んでいます。

今年度は、ノウハウの伝承・効率化・紙面の向上を目的にマニュアルを策定中であります。

東京都三宅村議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

(1) 市町村議会議員政策形成支援事業の活用

平成28年10月3日に東京都島しょ部で初となる東京都島しょ町村議員セミナーを三宅村文化会館「リスタホール」で開催し、大島町議会から小笠原村議会までの議員、事務局職員や三宅村職員等を含め66名の参加があった。

離島議会議員の研修は、都内で行われ議長会が主催となっているが、一般社団法人自治研修協会助成事業への企画申請、採択を受け、三宅村議会が主催となり、島嶼町村議会議員セミナーを開催することができた。セミナーは、離島が抱える様々な問題について情報交換を行い、今後の対応策や地域振興を目指す政策について学ぶことを目的に開催した。

当日は講師に新潟大学法学部教授の田村秀氏をお招きし、「離島に生きるための地方創生と議員が果たすべき役割」を演題に講演や質疑を行い、各島における様々な課題について対応策を学ぶことができた。また、第2部の意見交換会においては、離島が抱える人口減少対策や地域活性化等の問題についても活発な意見が出るなど、有意義なセミナーであった。

(2) 先進地視察

平成28年度は福岡県うきは市を視察し、地域おこし協力隊について、子ども農山漁村交流プロジェクトについての調査を行った。

今年度は徳島県海陽町を視察し、若者の就農支援について、地方創生についての調査を行った。先進地の政策や取り組みなどを学び、三宅村の問題解決の参考となるよう積極的に取り組んでいる。

2 住民に開かれた議会

(1) 傍聴者年齢の緩和

公職選挙法の改正により、選挙権が18歳以上になったことにより本議会においては、平成28年第4回定例会に三宅村立三宅小学校6学年7名（引率者2名含む）、東京都立三宅高等学校第1学年12名（引率者3名含む）を議会に招き、一般質問や議案の審議など議会運営を傍聴し、三宅島の現状及び行政・議会の役割について学ぶ機会を与えることができた。

また、三宅村議会では、臨時庁舎であることから傍聴席が15席となっているが、議長の許可により多くの傍聴者を積極的に受け入れている。受付には審議される議案を閲覧できるように配慮している。

(2) 議会広報について

三宅村議会では年4回、三宅村議会だよりを発行し、全世帯に配布している。また、議会先進地視察報告等については、臨時号を必要に応じて発行している。議会だより編集委員会の議員が中心となり、住民にわかりやすく議会の内容を伝えている。

また、来訪者など人の集まる空港、港など様々な公共施設にも本誌を置いて、幅広い方々に見ていただく工夫を行っている。情報通信の利用を図り、議会だよりを紙面だけでなく三宅村ホームページに掲載し、島内一円に配信されているIP端末においては、議会開催についての情報提供等を行い、議会への関心を深めている。

神奈川県足柄上郡開成町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

(1) 議決事件の追加

「総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「教育振興基本計画」の3本策定を議会基本条例として追加し、二元代表制の立場から議会の議決権を強化し、健全な町政運営ができるように監視・審議している。

この条例の規定に基づき、「総合計画」は平成24年12月会議で、「教育振興基本計画」は平成26年3月会議で、「都市計画マスタープラン」は平成27年2月会議において審議を行っている。

(2) 通年議会制の導入・地方自治法に基づく通年の会期制への移行

議会活動が主導的・機動的に行われるよう、本町では、平成22年1月から、全国で4番目、関東初となる通年議会制を導入した。これにより、緊急時に議長の判断ですぐに会議が開けるようになり、審議の迅速化につながっている。

平成24年9月の地方自治法の改正により、定例会・臨時会の区別を設けず、議会の会期を条例で定める日から1年間（通年）とすることができるようになったことから、これに基づく通年の会期制へ移行した。（平成27年4月1日から施行）

通年の会期制については、会期等に関する条例、実施要綱を作成し、条例により定例会議の日程が明確になり、議員各自のスケジュール等が立てやすいこと、また、必要に応じて随時会議を開くことができるため、専決処分案件が少なくなったこと、招集手続き等が簡略化された。

平成27年、平成28年には随時会議をそれぞれ6回開催した。

(3) 新庁舎に関する調査特別委員会の設置

開成町議会では、平成27年12月定例会議において、議員の発議により「新庁舎に関する調査特別委員会」を設置した。町が進める新庁舎建設について、議会として全町的な視野に立って継続的に調査研究している。また、進捗状況を議会だよりで周知し、会議録をホームページで公開している。委員会の開催回数は14回（平成29年11月1日現在）にのぼり、今後の調査研究を実施していく予定である。

2 住民に開かれた議会

(1) 議会報告会・意見交換会の開催

町民をはじめ、自治会や各種団体などから広く意見を聴く機会を設けるため、また議会の説明責任を果たすため、平成21年度から議会による「議会報告会・意見交換会」を実施している。企画・立案から進行・運営・会議録作成等すべて議員自ら行っている。

平成28年度は町内5会場で実施し、105名の参加があり、町内12会場で実施した平成24年度には過去最高の181名の参加があった。

(2) 日曜議会の開催

平日、仕事や学校などで議会を傍聴できない人など、より多くの方に議会活動を知ってもらうため、平成17年度の12月会議、平成18年度以降は毎年6月本会議において、「日曜議会」を開催している。日曜議会では、傍聴

者数は通常より増え、平成２６年度には１０回目を迎えた。平成２３年度には過去最高の傍聴者（９４名）が来場し、平成２９年度の傍聴者数は５９名であったが、一時、傍聴席（２５席）が満席となり、別室にモニタールームを設け、傍聴していただいた。

（３）議会ホームページに会議録を全文掲載

平成２３年１２月から、町議会ホームページに、一般質問のみの会議録掲載を行ってきたが、より「開かれた議会」を目指すため、平成２５年１月から、会議録の全文掲載を開始した。

（４）議会ホームページに議会だよりのカラー版を掲載

本町の議会だよりは表紙・裏表紙以外は白黒の２色での全戸配布であるが、より町民に親しまれやすい議会だよりを目指すため、平成２５年３月本会議の号から、議会ホームページ上に閲覧用のみカラーでの配信を行っている。議会活動のより迅速な情報提供を心がけ、平成２９年８月の議会だより１８９号から、従来の発行日より半月早めて発行した。

富山県新川郡立山町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

地方分権が推進され、地方自治体への権限委譲が進んでいる。自己決定権が求められる中、議会にとっても政策提言力と監視機能を高めることが重要になっている。

立山町議会では、総務教育、産業厚生の中の二つの常任委員会の他、立山自然保護、議会広報、議会改革の三つの特別委員会を通年で設置し、行政視察等を通じて町の行政課題を明らかにし、議員同士による政策討論を行い調査研究に繋げ、政策提言に反映している。

産業厚生常任委員会では、本年度は熊本地震で大きな被害を受けた被災自治体を視察し、災害時における危機対応に関する当町の課題等について議会質問を行った。また、避難所における住民の健康管理対策や、ごみ処理体制などについて、きめ細かなマニュアルの作成を求めた。さらに、町議会としてどのような役割を果たせるのかを委員同士で討論し、議員行動マニュアルの作成を決定した。

また、国内外から多くの観光客が訪れる山岳観光地「立山黒部アルペンルート」を抱える立山町では、立山自然保護特別委員会を設置し、立山観光拠点地域を視察して、東日本大震災以降活発になっている火山性ガスの発生状況を確認した。市街地から気軽に訪れることができる手軽さもあり、登山客だけでなく軽装の観光客も多いことから、町では観光客の安全確保の観点から、宿泊施設に万が一の火山活動に備えてガスマスクやヘルメットの配置を行っている。現地でこれらの利用状況を確認すると共に、危機回避のための迂回路として新設された登山道を実際に踏破した。

その他、山小屋関係者や交通事業者などから実情を聞き取り、山岳観光全般に関する提言を行っている。

毎年提出される各会計の決算認定議案について、当議会では決算特別委員会を設置し審査を行っているが、事業効果と支出の適正さを担当課からヒヤリングし、事業ごとに細かく指導・指摘し、改善点及び不都合な点を改めるよう意見している。

今年の具体例として、防犯や交通安全の観点から公園や街頭への防犯カメラの設置増設、成手不足が課題となっていた民生委員について、処遇を改善することなどを指摘した。

2 住民に開かれた議会

立山町議会では、住民に対する情報公開手段として定例会の議事や委員会審議などを広報するため「議会だより」を年4回発行している。平成11年10月から創刊準備号を2回発行し、平成12年4月の創刊号から、平成29年11月の65号まで号数を重ねた。町議会では、議会広報特別委員会が設置されており、委員自らが写真取材や原稿作成、紙面の編集など全ての作業を行い、委員だけで広報誌を作っている。内容は、一般質問や議案審議の詳細な経過、委員会での質疑応答などのほか、閉会中に行われた委員会の行政視察内容なども報告している。

通常12ページとなる「議会だより」は町内に全戸配布され、住民からの反

応も多い。なお、町のホームページではバックナンバーも含めて公開している。

また、ホームページには基本的な情報として、議会組織や議会役員、議長交際費や政務活動費の使途、請願・陳情の様子などを載せているほか、インターネットの即時性を生かし、議会日程や質問通告があった時点で質問通告内容を素早く掲載することで、住民が議会の傍聴をしやすくなるよう努力している。また、本会議の会議録も公開しており、電子データ化されて以降のものは検索可能である。

その他、本会議の様子はケーブルテレビのコミュニティーチャンネルで中継し、再放送も行っている。インターネット中継は現在行っていないが、デマンド機能などのメリットがあるため、今後実施に向けて検討していくこととしている。

近年、議会の政務活動費の不正問題が大きく取り上げられ、厳正な運用が求められ、また更なる情報公開など議会改革も求められている。町議会では、本年３月に全議員を委員とする議会改革特別委員会を設置し、議会改革に取り組んでいる。

また、議会運営委員会での協議も同時に行い、全議員による委員会では、政務活動費の運用だけでなく、傍聴の呼びかけ、模擬議会の開催などについて話し合われ、議会基本条例の制定にも取り組んでいる。

石川県鹿島郡中能登町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

中能登町議会では、平成26年3月に議会基本条例を制定し、また、平成28年4月1日から通年の会期制を導入している。

通年の会期制を導入してのメリットは、会議の予見性、いつでも開議、議会の判断による開議、そして、監視機能の強化として、専決処分の抑制がある。専決処分での議案件数を抑えて、議会の議決権を行使し、専決処分の範囲を「町長の専決処分事項の指定に関する条例」と定めた。また、全員協議会や教育民生常任委員会、総務建設常任委員会は毎月1回開催され、中能登町町政の政策に対して、リアルタイムに議論を重ね、かつ常に事業の是非を協議する監視機能の充実を図っている。また、庁舎統合建設特別委員会や行革・活性化特別委員会を設置し、行・財政施策における将来の町づくりへの方向性や中能登町議会自体の資質の向上を図っている。

2 住民に開かれた議会

中能登町議会基本条例第11条には、議会は、町民に議会の活動を説明し、町民の知る権利を保障し、議会活動に対する町民の評価を容易にするため、少なくとも年1回議会報告会を開催することとなっている。

現在までに、女性協議会や区長会、老人クラブや農業委員会、そして、地域に出向いて、議会活動の報告及び町政とそれに対する議会の対応等を報告し、町民の意見を集約して、今後の議会活動に役立てる展開を行っている。

また、議会広報「とびら」を年4回発刊し、本会議や委員会の協議内容、議員視察研修の報告や町民の意見等を中能登町内に全戸配布している。

また、町民が数多く集まる町祭等を利用し、議会アンケート調査を実施するとともに、議会の活動を広く町民にPRしている。

今年度は教育委員会と共催して、中能登中学校生徒との「子ども議会」を開催し、議会と生徒の懇談会、本会議場での子ども議員による一般質問の開催をも実施をしている。

これらは、中能登町ケーブルテレビ中継録画やインターネットによる放映を行い、広く町民に周知をしている。

長野県北安曇郡池田町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

○議会基本条例に則して

平成23年6月に議会改革等推進特別委員会を設置し、議会改革や議会基本条例制定に向け調査研究を行った。平成25年10月に議会基本条例を施行し議会運営に努めている。

○予算執行などの監視機能

予算や決算については、特別委員会を設置し全議員で審議を行っている。審議結果は、施策提言を含め指摘事項や要望を、町へ提出し回答を求める。その回答を参考にして政策進捗状況の監視を強化している。また、新年度予算編成にあたり、先の回答書を参考にし、町長へ施策事業及び予要望書として提言し、より充実した事業執行の要求を行っている。

○毎月議員協議会を開催している

毎月議員協議会を開催し、議員出席の諸会議報告や各常任委員会等の活動報告を行っている。各担当部署における事業進捗状況や課題・問題点の抽出など共通理解や議論を深めている。また、閉会中の継続調査を挙げ、必要に応じて行政担当者からの施策事業の説明を求め進捗状況の把握をしている。

○町課題施策の調査研究

当町は平成29年4月「食育推進計画(平成29年～33年)」を策定した。当議会は「食による町づくり」はこれからの健康長寿社会には必須課題と考え、特別委員会を設置し条例策定も視野に入れ調査研究を進めている。また、少子化が叫ばれるなか相反するように、児童センターの放課後児童の過密化が進行し、町民からの声も挙がってきていた。そこで、振興文教委員会は、その現状把握や近隣町村視察、担当課との審議を行い改善を求め、来年度より新たな施策へ歩を進めるに至る。

○議員の資質向上を目指して

行政施策課題には専門的な分野が数多くあり、なかなか理解し難い課題が山積している。

「こどもの発達障がいについて」や食育講演会など、専門担当職員や外部講師招致による研修会を町民参加も呼び掛け実施した。

○町民の声を直接議会へ

平成28年3月定例会では、委員会における請願・陳情の審議に参考人の出席を求め、声を直接議会届けていただいた。

2 住民に開かれた議会

○議会の「見える化」を。

議会基本条例に則し、平成25年度から開かれた議会・町民と共に歩む議会を目指して「町民の皆さんと議会との意見交換会」を、開催し、延べ12回・163人の参加をいただいた。平成29年度は行政側で町政懇談会を開催しているため町の諸関係団体、町商工会や女性団体連絡協議会との懇談会を計画している。議会活動や町事業進捗状況などを報告や住民要望をお聞きしている。この「町民の声」は議会で取りまとめ町への要望事項として提出し、その回答書を住民へお返ししている。また、議会だよりへ掲載し広報している。

○休日議会の開催

平成25年12月定例会における初の休日議会開催から毎年1回実施し、平日に議場に足を運ぶことのできない方への傍聴を呼びかけている。また、傍聴者へは会期資料のほか、一般質問内容も公開し資料配布し、質疑応答の共有を図っている。

○議会中継を公開

平成22年12月からユーストリームにより、本議会における中継を開始し、傍聴に来ることのできない方への便宜を図っている。

○議会からの情報発信

町のホームページにより、議員名や会議録や議会だよりも併せて掲載し情報発信を行っている。会議録はホームページでの掲載のほか、議案書と共に調整し冊子体として保存している。また、町公共図書館へも行政資料として寄贈している。

議会だよりは、議会報編集特別委員会を設置し、議員5名で編集委員会を構成している。会期ごと年4回の発行である。「手に取り読んでもらえる議会報」をモットーに編集に取り組んでいる。定例会や臨時会の報告のほか、閉会中の委員会活動や研修会報告を掲載する。シリーズ「町民のみなさんに聞く」は好評を得ている。昨年からは議会報モニターを募集し発行号ごとにご意見をいただいている。記事内容は勿論、編集構成や色彩、活字の大小など厳しいご意見を頂戴している。読者目線での編集を心掛けている。

3 地域振興のために特別な取り組みをした議会

○町政は「日本一美しい池田町」「花とハーブの池田町」を目指している。毎月第3日曜日は全町清掃デーとして、県道沿線の歩道の除草作業、観光シーズン前の基幹道路のゴミや空き缶拾いを実施している。議会議員も積極的に参加し、町民とともに汗を流し美化・清掃運動をしている。また、年末の庁舎大掃除には議場や会議室の清掃を行い、施設に感謝し新年を迎えている。

○町主催の夏祭り「いけだあつ晴れ」にブースを開き、地元新鮮野菜などの提供を行いながら被災地支援のため募金活動を行っている。町民のみなさんとの交流や接点も広がり、貴重な機会となっている。

三重県度会郡南伊勢町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

地方分権の推進と住民意識の高まりに伴い、議会の果たす役割と責任は、ますます重要になってきているなか、南伊勢町議会では、年間を通して議会運営を効率よく円滑に行うため、次年度の定例会、全員協議会などの年間議会関係会議予定日表を作成している。

また、毎月定期的に執行部との全体の全員協議会開催しており、終了後においては、議員間の全員協議会を行うことで自由な議論や情報共有の場としている。

議会基本条例制定においては、「議会基本条例の制定調査特別委員会」を平成 20 年 9 月に設置後、制定調査が始まり、平成 25 年 9 月に設置した「議会改革特別委員会」のなかで継続して議会の役割と機能を充実、発展させるための議論がなされ、平成 27 年 6 月に制定するに至った。

また、議会改革において、議会の活性化の取り組みのひとつとして、町政上の論点又は争点を明確にするため、議会質疑における一問一答方式を導入した。それについては、検討の結果、目的の達成に至ったため、議会基本条例の一部を改正する予定である。

意見書については、議会の権限である意見書の提出権を積極的に活用していることは、勿論の事、町独自の問題を取り上げて積極的、自発的に国会又は関係行政庁に対して意見書の提出を行い、加えて町民の切なる要望を実現するため国会議員への陳情を行っている。その成果の 1 つとして、長年の念願であった道路改良など少しずつ町民の要望が実現してきている。

条例制定においては、三重県下一の水揚げ高を誇る奈屋浦をはじめとする数々の漁港を有し、水産業に携わる事業者が多く存在することから、町民の魚食普及への理解と魚の消費拡大を促進し、水産物の消費拡大と地域経済の活性化を図ることを目的に平成 26 年 6 月に「魚消費拡大応援条例」を制定し、海のアピールとともに水産業の活性化を図っている。

2 住民に開かれた議会

南伊勢町議会が目指す住民福祉の向上と町民に信頼され開かれた議会を実現するにあたり、町民と向き合うことで議会を身近に感じ、親しみを持ってもらうことで、理解や関心が高まるとともに、常に「町民のため」という視点に立って、意思を的確に反映させながら、まちづくりへの参画を感じられるようにしていくことが必要であることから、次のような取り組みを行っています。

1. 議会との意見交換会

平成 22 年から毎年、区長会、地域活性化団体、三重外湾漁協、農業協同組合、社協などの福祉団体、観光協会、各種団体と意見交換会を実施しており、執行部との窓口としての役割を果たしています。

また、テーマにかかわらず気軽に日々思っていることや課題等の意見の交換をし、手を取り、知恵を出し合いながら、地域力を強め、実情に沿った南伊勢町ならではの「まちづくり」や「地域の活性化」に努めています。

2. 議会広報誌による広報

議会広報誌は、年 4 回発行し、議会をより身近に感じてもらえるよう、議

員自ら原稿作成と校正を手がけるなど主立って編集に携わり、一般質問の答弁や要望活動など、議会の情報をわかりやすく掲載しています。

広報誌は、町内の全戸、公共施設へ配布されるとともに、ホームページにおいては、過去の広報誌を掲載しておりいつでも何処でも閲覧することができます。

また、実際に地域へ足を運び、常に「町民にとってどうか」を心がけながら、町民に興味を持ってもらえ、且つ親しみやすく読んでもらえるようにするため、表紙には子どもたちや地域内の行事等の写真を掲載したり、誰でも、どんなことでもつぶやける「つぶやきコーナー」を設けるなど、町民の声を紹介しています。

広報委員は、積極的に研修に参加し、町民にわかりやすく読みやすい広報誌になるよう日々、工夫を重ね紙面の充実に努めています。

3.議会情報等の発信・共有

より開かれた議会にするため、本会議・臨時会の開催においては、合併当初から町内ケーブルテレビにおいて録画放送をしており、議場に足を運ぶことが出来ない方についても、いつでも自分の都合に合わせ町政の様子を見てもらうことができ、かつ多くの町民に議会に関心を持ってもらう一つの手段としています。庁舎内においては、本会議の様子を各課単位でリアルタイムの配信をしており、職員においても議会の様子が見ることができ、議会に対しての関心を高めています。

また、文字放送において、議会情報と傍聴の呼びかけ、町のホームページでは、定例会開催日程・一般質問通告一覧・審議結果の掲載をしています。

情報を広く発信するため記者會等マスコミに対して定例会等の議会会期日程、議案等一覧、一般質問通告一覧の提供を行い、町内外に関わらず、多くの人に出来る限りの媒体を活用しながら議会の情報を公開し、身近な議会を目指しています。

奈良県北葛城郡上牧町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

議会は、有権者によって選ばれた議員で構成し、町民の代表機関として最良の意思決定を行うことにより、町民の福祉向上に果たすべき役割が一層求められている。地方分権の時代にふさわしい自治体としての責任と決定の範囲が一層拡大し、二元代表の一翼を担う議会は、町民の意思を代弁する合議制機関として、その役割と責務はこれまで以上に大きくなっている。このため、議会は、監視、調査、政策形成等の機能を十分発揮することが重要となってきた。

上牧町では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定める実質公債費比率が早期健全化基準を上回り、早期健全化団体となったことや、上牧町土地開発公社の経営破綻があり、地方自治法第252条の42第1項に規定する長からの要求に基づく個別外部監査が実施された。その個別外部監査結果報告書において「上牧町議会の監視機能が十分機能していなかった」と指摘を受けた。

これを受け、平成24年3月議会で「議会改革に取り組む決議」を全会一致で採択し、どうすれば議会の監視機能が高められるかに取り組んできた。その成果の一つが平成25年4月に制定された「上牧町議会基本条例」である。

議会及び議員の政策提言等による、よりよい政策の議論を展開するため、議会基本条例において、議員の政策立案及び提案能力の向上を図るための研修を実施することを規定している。毎年、議員全員による視察研修を実施し、議員の能力向上に努めている。

議会における活発な議論を推し進めるために、本会議及び委員会における発言は、一問一答方式とし、回数制限、時間制限を設けずに行っている。また、議員の質問及び質疑に対し、質問等の論点を分かりやすくするため町長等に反問権を与えている。

当議会では、総務建設常任委員会（6名）、文教厚生常任委員会（6名）の2常任委員会と、議会運営委員会（6名）を常設し、所管事務についての調査研究及び議会運営について議論を重ねている。また、町政運営における重要な課題に関しては、現在、財政問題特別委員会とごみ処理問題特別委員会の2つの特別委員会を設置し、集中した審議を行っている。

上牧町議会では、これまでの議会改革をさらに進め、より一層分かりやすく開かれた議会を目指すため、地方分権時代にふさわしい議会のあり方を明らかにし、より身近な議会となるよう努めている。

2 住民に開かれた議会

当議会では、平成24年の3月議会で「議会改革に取り組む決議」が全会一致で採択され、議会改革検討委員会を設置し議会改革に取り組んできました。平成25年4月に「上牧町議会基本条例」を制定し、「町民との情報の共有」と「協働と参画のまちづくり」を掲げ、町民にできるだけわかりやすく開かれた議会運営を行うことによって、町民の意見がより反映される議会を目指すことになった。

①議会報告会の実施

議会基本条例制定前の平成25年1月に第1回目を開催し、平成29年7月

の議会報告会で6回目となる。住民の皆さんが親しみやすい議会報告会となるよう、また少しでも多くの方が来られるよう、第4回目からは、議会報告会の名称を「みなさんと語り合う座談会」に変更した。平成29年度からは、会場アンケートの結果、年2回の開催が多く求められたことを受け、議会報告会を年2回開催することとなった。

②インターネット中継の実施

議会改革の一つとして、議会の見える化を図るため、また町民への開かれた議会運営を行うために、平成26年12月定例会からインターネットの中継を始めた。本会議、委員会、全員協議会のすべての会議をタブレットやスマートフォンでも閲覧できるよう、生ライブでユーチューブから配信を行っている。傍聴者以外でも気軽に議会の様子がわかるような体制を整備した。

③議会広報紙の充実

当議会では、広報委員会を7名の委員で構成し、議会事務局職員1名が出席し、8人体制で議会広報紙「議会だより」の編集発行にあたっている。

広報委員全員が近畿市町村広報紙セミナーに参加し、他市町村の優良事例を参考にするなど、積極的に編集スキルの向上に努めている。これまでの「議会だより」は字数も多く読みづらいという声もあったが、表紙のカラー化、見やすいレイアウト、写真やグラフを用いてわかりやすくするなど、紙面づくりの工夫をし、多くの住民に議会をより知っていただき、身近な存在に感じてもらえるように取り組んでいる。

定例会や臨時会での議決結果や議員の賛否、一般質問の内容、議会の活動や予定、行政視察研修の内容などを掲載している。

今後も時代の流れを常に意識し、「開かれた議会」、「町民の意見が反映される議会」を目指していきたいと考えている。

3 地域振興のために特別な取組みをした議会

まち・ひと・しごと創生事業や地方版総合戦略など、市町村は地域の実情に応じた計画を定め、その計画をより良いものとするためには、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であると考えている。

上牧町においては、平成28年7月に北葛城郡4町（上牧町・王寺町・広陵町・河合町）による協議会「すむ・奈良・ほっかつ！推進協議会」を設立した。構成メンバーは町長及び議会議長の8名で、事務局、リージョンプロモーション、魅力体験イベント、住宅ファイリングという役割を分担し、各町が担当している。

北葛城郡4町は、昭和40年代から大阪都市圏のベッドタウンとして発展し、急激に人口が増加してきたが、現在は少子高齢化や都市圏への若年層の転出傾向が見られ、人口減少や地域の賑わい低下が危惧されている。また、大規模宅地開発された住宅街は、住民の高齢化や子ども世代の都市部への転出などの影響で、空き家が増加している。これまでも各町独自の移住に関する取り組みを行ってきたが、発信力の弱さ、知名度の低さから効果は薄かった。

そこで各町が抱える移住に関する課題の解決策として、4町の地域性や強みを結集し、商業施設、医療施設、教育文化施設、鉄道駅、高速道路インターチェンジなどの都市機能・緑豊かで美しい環境と通勤や子育てなど住むための環境機能が整った「ほっかつ」をPRすることで知名度の向上を図った。

また広域的な受け入れによるスケールメリットや地域の課題解決の加速化が期待できることから、広域地域ブランド「ほっかつ」として大阪都市圏からの移住促進をテーマにリージョンプロモーション事業を行っている。

議会としても定住促進に向けた「空き家対策」をテーマとした行政視察研修を実施し、行政と議会が協力して、移住促進に関する取り組みをより効果的、かつ効率的に推進していきたいと考えている。

人口減少、出生率低下を抑制するためには、多様化するライフスタイルに合わせた支援を実施するとともに、地域と行政の協働による教育・子育て体制を整え、負担を減らし、安心して結婚・出産・子育てができる環境を整備することが重要である。

上牧町の25歳から39歳までの未婚率は、平成12年度は34.8%、平成27年度には53.3%と2人に1人が結婚していない。合計特殊出生率も1.09（平成24年度）とかなり低いものとなっている。行政として何かできないものかと、現代版おせっかいなおばちゃんを育てようと、上牧町では奈良県下初のマリッジサポーター（現在5名）を誕生させた。議会議員もサポーターとして活躍している。

この「かんまき未来創造マリッジサポーター」は、地域の「仲人」として行政の届かない地域の未婚男女をサポートする存在で、イベントでは場の雰囲気を盛り上げたり、地域の人と人とを「ツナグ」懸け橋となっている。

事業の成果としてイベントを2回開催し、カップリングが1回目7組、2回目7組と成立した。しかし成婚に至っていないのが現状である。今後は5年間で8組の成婚を目指している。

議会としても結婚希望者が結婚できる支援体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができるような取り組みを進めていきたいと考えている。

和歌山県東牟婁郡串本町議会

2 住民に開かれた議会

平成の大合併により、串本町・古座町の二町が合併し新串本町が誕生しました。合併当時の人口は、約2万人でありましたが現在は、約1万6,800人となっています。

全国的に見ても、超少子高齢化や人口減少が大きな問題となっており、また、福祉や医療サービスのあり方、雇用の確保、防災対策等課題解決に向けて地方自治の果たす役割がますます大きくなる中、二元代表制の一部を担う地方議会に課せられる責務も大変重要となってきます。

そのために我々議会は、町民の皆様のご期待に応えられるよう課題解決に向けて取り組むとともに、執行部の取組みを住民の立場に立ってチェックすることが重要となってきます。町議会が公正で住民の皆様から信頼され、期待され、また、身近に感じていただけるよう、まだまだ途中でではありますが、取組みを進めてきました。

議会はもちろんのこと、常任委員会や特別委員会、全員協議会等については、原則公開し、誰でも傍聴できるようにしています。

議会広報誌は、原則9月・3月の年2回発行していますが、住民の皆様にお知らせすることが必要となった場合は、臨時に発行する取組もしています。編集については、総務産業建設、文教厚生の2つの常任委員会から各3名委員を選出し、議会広報特別委員会を設置して広報誌作成に取り組んでいます。議会広報特別委員会では、編集委員自ら割り付けや内容の検討を行い、充実した内容となるよう留意し、一般質問の内容や、また、議員研修会、常任委員会の活動、議長の公務状況等議会の活動を住民の皆様へ発信しています。発行回数は少ないのですが、少ない回数でも紙面を充実する等工夫をしています。

その他に、定例議会での一般質問の撮影を行い、議会終了後DVD化して、各地区の公民館等に配置貸出し、誰でもDVDで一般質問が見られるようにしています。

また、定例会等の会期日程、一般質問の通告書及び会議結果について、町のホームページに掲載をするとともに、開会前には開会案内を防災無線にて町内放送をおこない周知しています。

高台への新庁舎建設が予定されています。現在使用の第二庁舎は、昭和54年に建設されたものであり、議場の設備も当時から改修されておらず大変古い機器を使用している状況となっています。今後は、議会が住民の皆様の身近に感じてもらえるよう、情報発信ができる機器の導入等、より一層町民に開かれた議会となるよう、議会改革に取り組む必要があると考えています。

山口県玖珂郡和木町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

(1) 常任委員会行政視察

議会の活動には、議案の是非を検討し、その可否を決するというだけでなく、請願、陳情の審査や町民の利益のために行政の基本的施策等への提言を行い、その実現を図るという積極的な姿勢が求められていることから、毎年度常任委員会ごとに継続調査案件をテーマとした行政視察を行っている。

(2) 勉強会の実施

複雑化する行政に対する監視機能を強化させるため、グループでの自主勉強会の実施や個人での研修・セミナーへの積極的参加により議員としての資質向上に努め、施策の提言を行っている。

2 住民に開かれた議会

(1) 定例会の公開

町政を身近なものと感じてもらうため、本会議を原則公開し、CATVで録画放送を行っている。

(2) 議会広報紙による広報

定例会ごとに年4回、議員自らが編集作業にあたり、定例会翌々月に発行している。町内全世帯、公共機関等に配布している。さらにホームページでも平成18年8月1日号以降の議会広報の閲覧が可能である。

(3) 町議会ホームページ・フェイスブックの開設

開かれた議会を目指して議会に関する様々な情報を公開している。

①本会議日程、委員会等の開催予定

②一般質問通告内容

③議会広報

④議会会議録

⑤まちづくり懇談会など議会に関する行事

(4) まちづくり懇談会の開催

年に一度、町内において、町民を招き「まちづくり懇談会」を開催している。従来は各地域に赴き、議会報告会や会場からの住民意見を伺う形で開催していたが、近年は開催テーマを子育てや公共交通などに設定、グループワーク形式を用いることによって、住民の意見をより深く聴くことができている。

3 地域振興のために特別な取り組みをした議会

(1) 米軍岩国基地への空母艦載機移駐に係る特別要望

米軍岩国基地への空母艦載機移駐問題に係り、安全・安心の確保のために、数回にわたる全員協議会を開催し協議を重ねた結果、周辺自治体の町議会として、これ以上の生活環境の悪化を容認できないこと、夜間発着訓練を容認しないこと、安心・安全対策や地域振興策への特別の配慮を強く要望することなどを骨子とした空母艦載機移駐計画に関する意見書を提出した。

徳島県那賀郡那賀町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

那賀町議会では、平成 24 年 9 月定例会において、議会改革調査特別委員会を設置し、議員定数や報酬について、また議会の活性化に向けた取り組みを協議。

平成 25 年 11 月の改選後においても同委員会を設置し、毎月開催して様々な活性化策について協議を行い、平成 29 年 9 月定例会議では、今任期の集大成として、議会基本条例を制定するまでに至った。

議員定数に関しては、平成 17 年 3 月の合併により、52 名であった議員数が、平成 17 年 11 月に 19 名、平成 21 年 11 月に 16 名と徐々に削減を行ってきたが、平成 24 年 10 月、住民から定数削減に関する要望書が出され、平成 25 年 3 月定例会において不採択と決定し、同定例会において、議会改革調査特別委員会が提案した 2 名削減案が、賛否同数となり、議長裁決により否決となった。その後、要望書を提出した住民らが、500 人の町民を対象としたアンケート調査を独自に実施し、住民の意識と乖離しているとして、平成 25 年 9 月に再度要望書が提出された。アンケートの調査方法や設問の内容等において、疑念があったため、平成 25 年 9 月定例会において不採択としたが、定数問題については、その後においても、継続的に協議を行い、平成 27 年 6 月定例会において、次期任期の平成 29 年 11 月より 2 名削減し 14 名となった。

このような、議員定数の変遷の中で、住民から度重なる削減要望が出されたことを重く受けるとともに、このことは、議会や議員活動が住民に理解されていない証拠であるとして、議会の活性化に向けた取り組みを積極的に行うこととなった。主な取り組みとしては、

○議員研修会の開催

平成 24 年より、専門的知見の活用を図り、研修会を実施している。平成 24 年 1 回、平成 25 年 2 回、平成 26 年 2 回、平成 27 年 2 回、平成 28 年 5 回、平成 29 年 2 回。研修会の主な内容は、議会改革についてのほか、町の主要な課題となっている森林整備や山地・河川の防災についてなど、専門分野について調査研究している。この研修を踏まえ、政策形成や監視機能の強化に結びつけている。

○議会アドバイザーの委嘱

議会の活性化、議会運営に関する事項及び政策立案に要する専門的知識を習得するため、議会アドバイザー設置要綱を平成 27 年 9 月に制定し、現在は 1 名ではあるが、地方自治、地方議会の研究者をアドバイザーとして委嘱している。今後は多方面においてのアドバイザーを委嘱していく計画である。

○政策立案

平成 26 年 6 月から開始した議員間自由討議や前述の議員研修会により、平成 27 年より、委員会や議員による、条例や予算修正案を提出することになった。これまで、条例の制定が 4 件、一部改正が 2 件、予算の修正を 1 件可決している。

※委員会及び議員による条例の制定及び一部改正

①那賀町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正…平成 27 年 2 月臨時会（議員提案）

②那賀町山づくり条例の制定…平成 27 年 3 月定例会（産業厚生常任委員会提案）

③那賀町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正…平成 27 年 9 月定例会（議員提案）

④とくしま NAKA ドローンの日条例の制定…平成 28 年 3 月定例会（議員提案）

⑤那賀町ネコの愛護及び管理に関する条例の制定…平成 29 年 3 月定例会議（産業厚生常任委員会提案）

⑥那賀町住宅改修助成条例の制定…平成 29 年 9 月定例会議（議員提案）

※議員による予算の修正

①平成 27 年度那賀町一般会計予算、介護保険事業特別予算…平成 27 年 3 月定例会（議員提案）

○監査の請求

議会の監視機能をより確実とするため、地方自治法第 98 条第 2 項の規定に基づき、監査委員に対し、監査請求を行い、監査結果に基づき、長等の責任を追及した。

①平成 26 年 6 月…那賀町第三セクター 株式会社もみじ川温泉 平成 25 年度決算について

②平成 27 年 6 月…那賀町総合交流促進施設の指定管理者の指定手續について

○通年の会期制

議会機能を強化し、経費増加とはせず、町民サービスの向上につなげることを大前提として、地方自治法第 102 条の 2 の規定により通年の会期制を導入した。

専門家を招致しての研修会や先進議会への調査を経て、全員協議会での協議により、条例で定期的に開催する日を定め、計画的な議会スケジュールを取り入れる方がメリットはあると総合的に判断し、平成 28 年 11 月 1 日より実施している。

○議会基本条例の制定

平成 26 年 5 月に、全国に先駆けて議会基本条例を制定された、北海道栗山町議会で研修し、条例ありきではなく、住民のために何ができるかを模索し、協議を重ね、研修会の開催や政策立案、住民との対話集会（のちに車座会議とする）、議会の見える化に取り組み、ある程度の成果を得ることができたことから、平成 29 年 3 月より、議会改革調査特別委員会で本格的な協議を開始し、平成 29 年 9 月 19 日の本会議において可決し、次期会期に当たる、平成 29 年 11 月 1 日より施行することとなった。

2 住民に開かれた議会

那賀町議会では、合併前の旧鷺敷町において町営のケーブルテレビにより、議会の会議は生中継及び録画放送を放映していたことから、合併後においても、継続して行っている。また、インターネットによるオンデマンド放送も視聴できる環境にしており、住民にとっては、いつでも自分の好きな時に議会中継を視聴できる環境づくりに努めている。

常任委員会の審査模様についても、平成 27 年 6 月からインターネットによ

るオンデマンド放送を開始し、本会議のみならず、常任委員会での活発な審査模様を視聴できる環境を整備した。また、ケーブルテレビやホームページ上に、議会の日程や一般質問通告書を事前に広報し、住民の議会への関心を高め、傍聴や視聴率アップにつなげている。本庁舎玄関口には、平成 28 年 6 月より、議会掲示板を設け、今月の会議予定や、先月分の委員会等の活動報告を掲示し、広く住民に周知している。

平成 27 年 9 月に議会放送に関するアンケート調査を、町内全世帯を対象として実施した。回収率は 1 割程度であったが、回答された住民の関心が意外と高かったことに反し、議員に対する批判が多く寄せられる結果となった。また、平成 28 年から成人式に際して、新成人にまちづくりや政治に関心があるかなどアンケート調査を行っている。これらの結果を踏まえ、議会の活性化や住民の声を聞く取り組みを行うようになった。

平成 27 年 12 月定例会において、パワーポイントを使った一般質問が試行され、平成 28 年 3 月定例会から、理事者側の答弁にも活用されるようになった。平成 28 年 9 月に導入したペーパーレス会議システムにより、タブレット端末を使った一般質問や理事者側による議案説明にも活用され、この端末の画面は同時にお茶の間にも届けていることから、住民からはわかりやすくなったと好評をいただくようになった。今後においても、ICT の利活用を積極的に取り入れていきたい。

ホームページ上においては、会議録検索システムを平成 26 年 7 月から導入し、住民が簡易に検索できるようになった。また、議員派遣等の成果報告書や委員会の会議概要も、平成 29 年 9 月から掲載し、開かれた議会、住民にわかりやすい議会を積極的に展開している。

平成 26 年 12 月より、町内の各種団体との意見交換会を実施することとなった。平成 27 年 9 月定例会において、車座会議実施要綱を制定し、意見交換会の名称を『那賀町議会車座会議』とした。平成 28 年 6 月には、地域住民との車座会議も実施するようになり、車座会議において出された意見により、条例の制定や一般質問など政策立案や議会審議に活かしている。

これまでの車座会議の実績は、平成 26 年 1 団体で参加者（議員含む）は 20 名、平成 27 年 5 団体で 134 名、平成 28 年 3 地域 3 団体で 191 名、平成 29 年 4 地域 4 団体で 221 名である。

3 地域振興のために特別な取り組みをした議会

- 平成 26 年 27 年と 2 年連続して襲来した台風により、本町は甚大な被害が発生した。これを受けて議会では、河川を管理する徳島県やダムを管理する国土交通省、四国電力に対し、1 日でも早い復旧復興に全力を尽くすよう陳情活動を積極的に行ってきた。また、平成 27 年 9 月には、議会災害時行動マニュアルを制定し、平常時や非常時の議員の対応を定め、避難所における自主防災組織の運営支援や早期の復旧復興対策の推進に資するとともに、安全で安心なまちづくりを目指す取り組みを行っている。
- 平成 28 年 12 月定例会議において、那賀町議会表彰実施要綱を制定し、スポーツや学術、文化、社会活動等に関し、特に功績のあった個人又は団体に対して、その功労に報いるとともに、町民の郷土愛を育むことを目的として、毎年 3 月定例会議において表彰を行うこととした。

○平成 28 年 9 月定例会において、町民の住環境の向上と町内住宅関連産業の活性化を図るため、住宅の改修に要する経費の一部を補助し、補助の 2 分の 1 以上を商品券で交付することができるよう、那賀町住宅改修助成条例が議員提案され、産業厚生常任委員会に付託し、継続して審査が行われ、1 年後の平成 29 年 9 月定例会議において賛成者多数により可決された。

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行され、平成 32 年 3 月 31 日をもって効力を失うが、この条例により、改修にかかる経費の 5 分の 1（限度額 30 万円）が交付されることになり、住民の住環境の改善と町内経済の循環が期待されているところである。

香川県綾歌郡綾川町議会

2 住民に開かれた議会

議会モニター制度の設置

議会の活動状況について広く住民から意見や感想・提言を求め、住民により開かれた議会、関心が持てる身近な議会とするため設置した。

香川県内では初めての取り組みとなる。

モニターは公募し、30代～70代と幅広い世代からの申し込みがあり、現在6名に委嘱をしている。

モニターから本会議の傍聴、議会だより及びホームページ等の掲載内容に関し、年2回行われる議会議員との意見交換会で率直な意見や要望を聞くことで住民ニーズに反映した議会活動を図っている。

議会だよりの発行

年4回の定例会ごとに発行し、本会議における採決の結果、委員会内での質疑内容、一般質問などをわかりやすく掲載することに努めている。

今後もさらなる議会の活性化及び町民に開かれた議会の実現に向けて、より一層の取り組みを進めていきたい。

愛媛県伊予郡砥部町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

平成23年から平成29年まで議会改革特別委員会を設置し、積極的に議会の活性化に取り組んできた。現在も議会運営委員会においてその取り組みは継続されている。全国で制定が拡大されている議会基本条例については、現在も検討しているところであるが、現時点では、形骸化への憂慮、また、議会基本条例が議会改革の全てではなく、制定せずとも過去・現在・未来の諸改革を規程や要綱、申し合わせなどの形式により実施していくことで、議会の機能強化は図れるとしている。議員一人ひとりが個々の資質向上に努めながら議員活動を行い、議会が単なる執行側の追認機関とならぬようその改革を進めているところである。

(1) 一般質問への一問一答制・反問権の導入

議論をより明確にし、より深めることを目的に平成23年9月から一問一答方式を導入している。議員の質問時間は35分とし対面方式を採っている。また、質問の趣旨内容を確認するための反問権を付与している。

(2) 全員協議会の毎月開催

町政に関する重要な案件についての報告や協議、議会内部の検討事項について協議するため毎月開催している。

(3) 委員会の行政視察

各委員会では、所管事務の先進事例や類似事例などを視察することにより、識見及び議会の活動能力を高め、その視察成果を町政の課題解決に活かすため、毎年度、行政視察を行っている。

(4) 議員定数・議員報酬

議員定数についての議会改革特別委員会の審査結果を受け、平成29年9月、全議員による投票により現定数を維持すると決した。議員報酬については、議会改革特別委員会及び全員協議会での協議により、若い世代の立候補を促すためには、意欲を引き出すための条件整備が必要との結論に至り、平成28年12月、議員報酬に関する基本的意見を町長に提出した。

2 住民に開かれた議会

議会の活動報告や町民との対話による「開かれた議会」「信頼される議会」を目指し、平成24年度から議会報告会・議会とまちづくりを語る会を開催している。また、すべての会議の原則公開、傍聴者への資料の配布、インターネットによる議会中継及び議会広報紙の充実など「議会の見える化」にも取り組んでいる。

(1) 政治倫理条例の制定

信頼される議会を目指し、町民と議員の信頼関係の基盤を築くため、平成22年6月に政治倫理条例を制定した。

(2) 議会報告会・議会とまちづくりを語る会

当初は議会報告会として、平成24年度から各種団体を対象に毎定例会後に開催していた。各種団体からの積極的な応募が少なく、議会運営委員会で開催方法について協議した結果、もっと気軽に語り合える会とするため、平成29年度からの実施方法及び名称の見直しを行い、名称を「議会とまちづくりを語

る会」とし開催している。見直し後の開催は既に3回を数え、忌憚のない意見交換を行っている。

(3) 会議の公開

町民の町政への積極的な参加を促すため、すべての会議を原則公開とし、誰でも傍聴できる。

(4) 傍聴資料の配布

よりわかりやすく会議を傍聴してもらうために、会期日程・議事日程に加え一般質問票、請願陳情表、議案概要及び予算概要を資料として配布している。

(5) インターネットの活用

定例会等の日程、会議録及び議会だよりをホームページで公開している。また、平成28年6月から本会議のライブ中継及び録画中継を実施している。

(6) 「こども議会」の開催

次代を担う子どもたちに議会への関心を深めてもらうことを目的とし、平成26年度から中学生による「こども議会」を開催してきた。議長をはじめとする「こども議員」を選出し、議員同様の一般質問を行っている。また、生徒の期待感を高めたいとする学校側の要望により、すべての答弁を町長が行うこととしている。行政全般にわたり、子どもらしい質問がなされ、質問の一つであった中学生の海外派遣事業に至っては、平成27年度から事業化されている。現在は、学校側の負担を考慮し3年ごとの開催としている。

(7) 議会だより編集

議会だよりの編集は当初、特別委員会が編集を担っていたが、平成23年2月に議会広報常任委員会を設置し、常任委員会化による議会広報活動の強化を図った。議会だよりは年4回、定例会終了後に発行し、平成17年5月の発行から平成29年11月まで51号を数える。編集は、町民に議会活動への関心を高めてもらえるよう、原稿の執筆から校正、写真撮影に至るまで、すべて委員自ら行うこととしている。

高知県安芸郡東洋町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

①町政に対する政策提言

議会議員自らが地域を訪れる地域意見交換会において、各地域の現状と課題を把握するとともに、意見・要望を集約し、即解決できる課題は執行部と速やかに協議し、中長期に渡る町政の課題については、政策提言として、定例会本会議で町長に提出することとしている。

直近では、南海トラフ地震対策について11件、人口減少対策について5件、産業振興対策について3件を、町の長期的な取組みとして、また、職員の接客姿勢の改善と庁舎案内板の設置について3件は即実行を促して、合わせて4つの政策提言を掲げ、町長に対して提言書を提出している。

本提言内容については、議会だよりにおいて町民へ周知しており、進捗状況の確認については、第1回定例会時に設置する予算審査特別委員会において審議することとしている。

②議会基本条例と議会議員政治倫理条例

本町議会の最高規範とする議会基本条例では、町が行う政策に参画し、町政の監視機能を強化することとしている。

また、議会議員政治倫理条例では、議員は倫理観をもって行動し、清浄で公正に開かれた健全かつ民主的な町政の発展に寄与することを目的としている。

この2つの条例により、議会は二代表制の一翼を担う町民の代表機関であること、また、その構成員である議員の立場を確立している。

それに沿って町議会が活動することで、町が行う立案・決定・執行・評価における論点及び争点を明確にし、その役割や責務を果たすことにより、ひいては、町全体の発展等を目指し、住民福祉の向上と、本町の発展に寄与することとしている。

2 住民に開かれた議会

①地域意見交換会の開催

平成28年度の議員全員協議会において、地域意見交換会の開催を決定、町づくり発展のため、議会議員自らが地域を訪れ、現状や課題、意見や要望をとりまとめて政策提言につなげることを確認、本町議会初の取組みを行った。

この年の意見交換会は、5日間日程で7地域を対象に実施し、参加者は66名であったが、各地域から出された要望事項は、「各地区の諸課題等の対応について」とした文書を正副議長から即日町長へ提出し、スピード感ある対応を求めた。

意見交換会終了後の議員全員協議会では、総括として、各地域の要望事項について、町執行部と協議し、また、意見集約したものを「町政に対する政策提言書」としてまとめ、定例会本会議の中で、議長から町長へ提言した後、提言書を提出している。

②議会だよりの発行

議会だよりは、議会広報編集委員会で編集し、年4回、各定例会後に発行している。

平成28年度に、他町村の議会広報を状況調査、また、他町との合同研修会を開催するなど、広報の編集方法等について研究を重ねた結果、東洋町議会広報の発行に関する条例の一部を改正し、広報編集委員と議員の役割を明確に位置づけ、議会だよりの編集及び発行の基本となる広報編集要領を定めて取り組んでいる。

議会だよりの編集にあたっては、議会活動の全般について、町民にわかりやすく、読みやすい内容で、議会と町政に関心を持ってもらえるよう記事内容は簡潔に、また、文中、関連する写真や表を積極的に挿入し、見だしを付けるなどしている。

表裏表紙は、4色カラーを採用し、委員会活動等の状況が分かる写真を掲載しており、紙面内は白黒であるが、濃淡を付けインパクトのある紙面を心がけている。

③IP 告知端末を活用した議会放送

平成25年6月から光ケーブル経由で、各世帯（全世帯の約8割加入）に放送されるIP告知端末を活用し、定例会及び臨時会の模様を生放送で伝えている。

また、定例会等の開催については、議会だよりで事前周知し、開催間近に議会ホームページで議事日程を掲載、町内放送において、主な審議内容を放送している。

④会議録等の公表

定例会及び臨時会の会議録は、議会だよりの発行日に合わせ議会ホームページにおいて全文を公表している。

また、本会議終了後には、議会ホームページにおいて、審議結果を随時公表している。

3 地域振興のために特別な取り組みをした議会

①地域意見交換会と政策提言

町発展のために、議員自らが地域を訪れ、各地域の現状と課題を把握するとともに、町民の意見を集約するため、議員全員協議会で審議を重ね、今後、町政として取り組むべき重要施策をとりまとめ、定例会本会議において、議長から町長に対し、町政への政策提言書を提出した。

政策提言内容として、南海トラフ地震対策、人口減少対策、産業振興対策を、町の長期的な取り組みとして、また、職員の接客姿勢の改善と庁舎案内板の設置については、即実行を促した。

本提言書については、第1回定例会時に設置される予算審査特別委員会において、政策提言における予算措置やその進捗状況について審議している。議会基本条例では、適宜、この意見交換会を行うこととしているが、議員は、常に町民に対し必要な情報を提供するとともに、多様な意見を反映させた町民参加と協働を機軸とする議会運営に努めることで、町政全般が町民ニーズに込えているのかを見極め、次回、地域意見交換会開催時期について検討し、町政への新たな政策提言へとつなげていきたいと考える。

福岡県三井郡大刀洗町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

地方分権一括法が施行され、地方の自己決定機会と自己責任が拡大し、大刀洗町議会においても従前にもまして、政策づくりと監視機能の強化が重要となっている。

町議会が政策を策定するに当たっては、政策の目的と趣旨を明確にすることと、目的達成のための方策を考えることが重要と考えられる。

◆議会基本条例の制定

二元代表制における議会の役割として、また、大刀洗町の最高意思決定機関として、執行機関と緊張関係を保ちつつ、事務の執行監視を行うとともに積極的な政策立案や提言を行うことが重要となってきたことから、平成25年2月から議会基本条例制定代表者会議を設置して条例制定に向けた取り組みを始め、議会基本条例（素案）を作成。その後、町民策定委員（町民公募4名）と素案について協議し、元北海道栗山町議会事務局長の中尾修氏を講師に招聘して研修を実施するなど検討も進め、平成25年12月に素案を固め、パブリックコメントを経て、平成26年4月に制定した。

現在、この議会基本条例の評価を毎年、議会運営委員会で実施している。今後も継続的な議会改革の取り組みや、議員間の自由討議の推進を図りながら、政策や条例、意見等の議案提出を積極的に行うよう努めているところである。

2 住民に開かれた議会

分権時代における町議会は、住民に身近であり、住民の意思を町づくりに適切に反映させる必要があることから、大刀洗町議会では次のような取り組みを行っている。

1. 議会中継

平成28年12月からインターネット録画配信、平成29年3月からライブ配信を行っており、議場に足を運ぶことができない方々についても議会の状況をお茶の間で容易に見ることができる。

議会中継を見て、いろいろ議会事務局にも意見する住民の方が増えているが、それも住民の議会に対する関心が高まっている一つの表れではないかと思われる。

2. 議会報告会の開催

平成23年から、町議会議員と地域住民との議会報告会の開催を始めた。この報告会は、小学校区単位（大堰校区、大刀洗校区、本郷校区、菊池校区）に分けて、開催しており、住民から定例議会等で理解できなかったこと等についての質問や、忌憚のない意見・要望が出されており、議員と住民との距離も以前と比較すると縮まってきたように感じている。

議会報告会で出された意見、質問については、関係所管課と協議し町のホームページで回答をしている。

3. 議会広報誌の充実

平成27年4月1日に、議会広報誌をより充実させることを目的として議会広報委員会を常任委員会として設置した。

大刀洗町議会だよりには、主な議案の内容をはじめ審議結果、賛否表、一般質問、また各地区で開催した町議会議員と住民との意見交換で出された意見や要望等についての回答を掲載している。

最近では、議会広報が読みやすくなったとの住民の声も多く聞かれるようになっており、以前の議会だよりと比較すると紙面も充実し、住民に読んでいただける広報誌へと近づきつつある。

その取り組みもあり、全国広報コンクールにて、平成 28 年度は 10 位、平成 29 年度は 9 位と 2 年連続で優良賞を受賞したところである。

福岡県京都郡みやこ町議会

2 住民に開かれた議会

「町民に開かれた議会」を目指すため、平成24年12月に委員9名で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、先進事例の調査、研究及び協議を進めている。

議会広報として、議会だより「みやこ」を5月、8月、11月、2月の年4回だけではなく、必要に応じて臨時号を発行し、全戸配布を行うことで町民に議会活動の周知をしている。議会だよりは、町民に「まず見てもらう」ことが第一との考えから、文章が主体であったものから、写真やイラストなどを活用して見やすい構成に変更し、町内で地域活性化のために活躍している団体や個人の話題も取り上げて、町民に親しまれ、読みやすい紙面づくりを心掛けている。

また、本会議場で傍聴できない町民のために、平成23年度から本会議場の映像を本庁舎ロビー、2ヵ所ある支所ロビーに設置したテレビで視聴できるようにライブ配信を行っていたが、町民に開かれた議会となるためには、積極的な情報の公開が必要であるとの考えから、平成27年度からインターネットを使った本会議場の映像のライブ配信と録画配信の検討を始め、平成28年度にシステムの構築を行い、平成29年12月から本格的な配信を行うこととしている。

今後も、開かれた議会づくりに向けて、本町議会の現状に適した議会改革に取り組んでいきたい。

長崎県北松浦郡小値賀町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

平成 12 年に地方分権一括法が制定されて以来、本町議会は町民本位の立場に立ち、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、更には、政策提言や政策立案を積極的に行うことを主眼に置いてきました。

平成 17 年には、議会活性化についての申し合わせ事項を定め、議会のチェック機能を高めることや政策提言する議会への取り組み、住民と共に歩む議会目指しての取り組みを推進してまいりました。

そして、これまでの取り組みをまとめる形で、平成 28 年 6 月に議会基本条例を制定するに至りました。議会基本条例の前文には、「議会は執行の監視と政策提言と政策立案を積極的に実行する」旨の議会の意思を示し、

「地方自治の真の主人公である町民に選ばれた代表で構成された議会は、熟議をし、町の意思決定をする機関として、議会及び議員活動の活性化と充実を図るために必要な基本的事項を定める」としております。

具体的な取り組みとしては、議会の機能を十分に発揮するには、通年の議会活動が必要として通年の会期制を導入しました。これにより、委員会を中心に予算に基づく事業の執行状況把握及び課題の抽出などを 1 年間通して行っています(毎月 1 回以上の委員会開催、全員協議会は毎月 2 回以上開催を基本)。議会独自の視点からの課題解決への取り組みも全協や委員会で行うなど監視機能の発揮と共に町民のための政策づくりが始まっています。

本町の 10 か年総合計画(議会版)を町民と議員が 8 か月かけて作成し、これまでの行政計画から公共計画にするべきだとの主張を議会自らが実行して見せたり、ふるさと納税に関する研究を常任委員会で行い「調査報告書」としてまとめ議会提出と共に執行部に提示するなどこれまでの受け身的な活動から能動的な議会活動を展開しています。

また、滞納者の増加問題に関してその原因究明と対策に関して設置した特別委員会は詳細な報告書を作成し、議長を通じて執行部へ今後の対策を提案しました。これに基づき、委員会提案で、債権管理と滞納処分に対する条例を制定し、滞納問題に対する執行部の姿勢を明確にさせました。その他、国境離島新法の制定の働きかけとそれに基づく島の活性化策のまとめを行い、執行部に提案するなど政策形成などに積極的に取り組んでいます。

その他主な取り組みは以下の通りです。

- ①町長による政策形成過程等の説明の実施。
- ②よりわかりやすい予算・決算における政策説明資料の作成と提出を求める。
- ③議決事件の拡大及び進行管理の実施。
- ④本会議において議員間討議を導入することで、より深い議案の理解と内包する問題点を共有し、議案審査に活かしている。

2 住民に開かれた議会

小値賀議会は、議会改革の基本方針として、次の 3 つの柱を掲げ、その推進に努めているところです。

1 つ目は、「能動的に行動する議会」です。2 つ目は、「町民と共に歩む議会」です。3 つ目は、「政策を提言する議会」です。

平成 28 年 6 月制定の「小値賀町議会基本条例」の前文には、「公平公正透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、町民の積極的な参加を求めていく必要がある。」と示しています。

本町議会は、「町民と共に歩む議会」を目指し、議会の活動に関する情報公開を徹底し、説明責任を果たし、町民と互いの情報を共有し、共に手を携えて町づくりを行うことを目指しています。今実施している具体的な取り組みを以下に示します。

●出前議会

時期：毎年 4 月の下旬に実施。

開催場所：町内全域の地区公民館 17 か所。

対象者：各地区の住民

開催時間：ほとんど夜間に実施。2 時間。

態勢：議員を 3 班に分ける。1 班 3 人。

内容：①「予算を通じて本年度の主な事業計画を説明」、「これまでと今後の議会の取り組みの説明（議会活動による情報を住民と共有する）」「本町全体に関する要望や地区における問題点、具体的な事業内容について」をテーマにして意見交換を実施。

②後日、17 か所全部の意見のまとめを行い、回答すべき内容はすぐに正式に回答し、出された意見等を常任委員会ごとに振り分けて、委員会で協議する。

③まとめの一部（出前議会の内容）は、議会だよりにより町民に知らせる。

④議員活動の一つとして、一般質問に活かしていく。

●議会と語ろう会

時期：毎年 10 月から 11 月をめぐりに実施

開催場所：役場内及び町内各所

対象者：漁協、農協、商工会、各種青年部、婦人会連合会、老人会、I ターン者の会等々。

開催時間：夜間開催中心。2 時間程度。

態勢：毎年 3 団体を選定し実施。基本的には議員全員参加。

内容：①町内の各種団体・グループを選定し、テーマをあらかじめ決めて意見交換を実施。

②議員や議会と共に問題点を探る話し合いの中から、町民参加の自治の在り方や、住民主体の町づくりなどを話し合う。

③意見交換した内容は常任委員会の協議に活かすようにしている。

④話し合いの内容によっては、執行部にも提示し具体的な対応をまとめる。

⑤後日、議会と語ろう会の内容は議会だよりで町民に知らせている。

●あおぞら座談会

時期：1 年間で 5 人以上のグループから求められればいつでも開催する。

開催場所：申請者の希望を重視する。（以前はレストランで開催）

対象者：町民であれば誰でもよい。ただし 5 人以上とする。

開催時間：協議のうえ決定。

態勢：議員有志で対応。（全員の場合も）

内容：基本はフリートーク。世間話でもよい。雰囲気を大事にする。

●議会広報の充実

【議会だより】

発行編集方針：見やすく、町民に愛される議会広報を目指す。ページ構成や見出しの表現等、町民に分かりやすい紙面づくり、手に取ってもらえる紙面づくりに努める。（議会だより編集方針を要綱に定める）

議員による取材から始まり、下版まで作成する議員による編集態勢を維持している。

発行：本会議終了後2週間以内に発行することに努める。（ニュース性も大事）

【フェイスブックの活用】

内容：よりタイムリーな情報提供の手段として活用。議会日程や一般質問の町民への周知、委員会開催など議会活動の紹介や住民に密着した情報の提供を随時行い、常日頃から議会活動に住民に興味を持ってもらうよう、そして議会を身近に感じてもらうように努めている。

【ホームページの活用】

内容：議会の基本的な情報の提供。議会活動のまとめや委員会の報告書などの閲覧がネット上でできるようにし、情報提供に努めている。

●模擬公聴会の実施

経緯：議会と語ろう会にて、婦人会から「一般質問の傍聴時に議員に続けて聞きたい場合が度々ある」との発言がきっかけになり、全員協議会で研究し、試験的な実施を行うことになった。2回実施してから議員から異論が上がり、一時休止するも、発言内容についての注意を行うことで了解を得て、再開し現在続いている。

目的：議会が住民と共に歩むものであるとの意識を共有してもらうため。（議員と長と町民が議場という同じ空間を共有しているとの認識づくり）

時期：定例会会議の冒頭に行われる一般質問後。

対象：傍聴者（小値賀町民）

方法：議員の一般質問が終了すると、いったん休憩を取り、傍聴者に一般質問のやり取りを聞いての感想や疑問について発言する時間を設ける。議長が指名すると、用意されているマイクに向かって3分以内で発言する。必要であれば質問に答え、後日検討する課題であれば議長がこれを引き取る発言をすることになる。（休憩中なので、議事録には掲載されないが、内容は議会だよりで掲載する。）

実施例：初回から、一般質問の内容や専門用語等についての質問や個人的な感想が出された。

●議会モニターの設置

目的：町民の意見を広く聴取し、議会活動に反映させるため

人数：10人以内

任期：2年

資格：16歳以上の町民

募集：公募と推薦

職務：本会議や委員会を積極的に傍聴してもらい、議会運営や広報に関する意見を提出。年1回議員全員との意見交換会に参加。

●議長・副議長志願者の所信表明

目的：議長・副議長の選出の過程が町民に見えるよう志願する者はあらかじめその所信を公にする必要がある。このような取り組みが開かれた議会の第一歩となる。

方法：議員選挙後の当選証書授与式の折に開かれる初議会の説明会の時点で議長及び副議長を志願することが決まっている者は所信表明をする。次に初議会においては、選出の前に志願者全員のための所信表明の時間を設ける。

広報：各志願者の発言内容については、議会だよりにて町民に知らせる。

●議会白書の発行

目的：議会や議員の活動内容を町民に知ってもらい情報の共有を図るために1年に1回以上発行する。

方法：広報常任委員会が発行する。通常は議会だよりにて行う。

●議会はすべての会議を原則公開とする

●公聴会、参考人制度の活用

具体例：課題解決の為に町民の意見を聞く活動として、公聴会のほか、議会が利害関係者や一般の住民の方から意見を聞くために、議員が手分けをして家庭訪問をし意見を取集したものをもとに議会の見解を集約する事に活かす取り組み。タクシー廃業問題解決策。第3セクターによるホテル建設問題など。

3 地域振興のために特別な取り組みをした議会

昭和60年代から始まった磯焼けは、現在では藻場が無くなり漁業者のみならず町全体の問題となっていました。原因が、地球温暖化による海水温の上昇、ウニや巻貝等による食害等諸説がある中、町議会では、「藻場再生調査特別委員会」を設置して、徹底した原因究明や調査研究を行い、漁業の町としての再生をめざしました。国や県への働きかけはもちろん、漁協や漁業者等の協力も得ながら、執行部と共に、議員自ら海藻の種付け作業を行いました。一部ではありますが、海藻の再生が見られるようになってきました。

一島一町で少子高齢化の本町では、バリアフリー問題に始まるフェリー新船建造や運賃の低廉化、船舶乗降口までの通路シェルターの設置、タクシーの確保の問題は、出前議会等で度々出され、議会はこれまで対応を長に迫ってきました。しかし、難しい制度的な壁があるとの理由や財政的問題を理由にして、積極的な対策を講じる姿勢がないことで業を煮やし、議会は独自で研究し、関係各所に協力を仰ぎながら、具体的に行動することで、その打開策を見出しました。本町の1番の弱者である高齢者に安堵の表情が戻りました。

フェリーの新船建造については、バリアフリーの要望から始まり、国・県の補助制度などの研究から、2つの戦略を立て、行動を起こしました。最終的には、国の補助制度を活用した運航業者による新船建造に絞り、運航業者との信頼関係を構築して、新船建造の決断の後押しをしました。

航路運賃の低廉化については、全国の国境離島とともに特措法の制定に向けた取組に参加し、有人国境離島法制定の実現により、航路運賃の低廉化が実現しました。

船舶乗降口までの通路シェルターの設置については、一般質問での提言につ

いて、町長は、将来ボーディングブリッジの設置も視野にあることから現段階では、設置困難としました。議会は、それでは時間が必要なため、つなぎ的な方策をとるため、独自に調査研究し、海運関係の公益財団の存在とその活動を知り、簡易型の通路シェルターの無償提供を活用するために、執行部との間をつなぎ、本年6月に設置されるに至りました。

タクシー問題については、島で唯一のタクシー業者が休業したため、住民から対策を望む声が上がったが、町としては事業主体にならないということでした。そこで、議会独自で方法を探り、公共交通空白地の認定と白ナンバーによる有償輸送の実施組織づくりに絞り、タクシー業者の廃業届、社会福祉協議会が有償運送の実施主体となることを確認し、高齢者や障がい者の足となる有償輸送の実現に繋げました。

沖縄県中頭郡嘉手納町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

◆議会基本条例及び関係条例の制定

町民に身近な議会として議会の基本理念、議員の責務、活動原則等を定め、町域に広大な米軍嘉手納基地を抱える議会として住民の命と暮らしを守るとともに、町民福祉の向上、豊かなまちづくりの実現及び町勢の発展に寄与することを目的に、平成26年6月に嘉手納町議会基本条例を制定し、同年7月より施行した。

議会基本条例においては、正副議長志願者の本会議での所信表明、重要な議案の賛否の公表、議会報告会の年1回開催の義務付け、反問権の付与、政務活動費の交付、議員の政治倫理等について規定するとともに、地方自治法第96条第2項の議決事件の追加を行っている。

これらの規定に基づき、平成27年3月に政務活動費の交付に関する条例を制定。また、平成27年6月には、町民に信頼される公正で開かれた町政発展に寄与することを目的に沖縄県内の町村議会では初となる議会議員政治倫理条例を制定し、「住民に身近で信頼される議会」に向けた議会改革を行っている。

◆正副議長志願者の所信表明

基本条例において正副議長の選出の過程を町民に明らかにすることを明文化し、条例制定後初となる正副議長志願者の所信表明を平成29年1月の初議会において実施した。

◆重要な議案の賛否の公表

毎定例会後に発行している議会広報誌「議会だより」において議案の賛否を公表し、議案に対する各議員の考え方を町民に対し明確にしている。

◆議会報告会

これまでは不定期で実施していた議会報告会(住民懇談会)の開催について、基本条例において年1回の開催を義務付け、町民全体を対象とし住民を網羅した懇談会とPTA連合会等の町内の各種団体との懇談会を隔年毎に開催し、懇談会実施後は報告書を議会ホームページへ掲載するとともに、町当局、各種団体及び自治会事務所へ配布している。

◆一般質問

平成28年度は、毎定例会平均14名(議員定数16名)が一般質問を行っており、町政運営における広範な質疑応答が活発に交わされている。

質問は事前通告制とし、質問者の発言時間は30分以内と制限を設けているが、より詳細な答弁を求めるべく、執行部による答弁の時間には制限を設けていない。

また、問題点を分かりやすく整理し執行部との議論がかみ合うよう、対面方式及び一問一答方式を導入している。また、議会基本条例にて執行部へ反問権を付与したことにより論点整理ができるようになった。

◆委員会活動

総務財政(5名)、文教厚生(5名)、建設経済(5名)の3常任委員会及び基地対策特別委員会(7名)、議会活性化特別委員会(7名)、議会広報調査特別委員会(6名)、議会史編纂特別委員会(7名)を設置し、所管事務等の調

査を積極的に行うと同時に、政策提案等活動を積極的に実施している。

平成28年度に実施した住民懇談会はPTA連合会等の各種団体との意見交換会形式とし、3常任委員会の所管別に担当を割り振り、気軽に意見が言えるような雰囲気づくりを行った。開催にあたっては、充実した懇談会とすべく事前に団体からの当面する諸課題や町政や町議会に対する要望等を聴取した。また、懇談会実施後には議員間で報告会を実施し、報告書を各種団体及び町当局へ提出している。

◆意見書・決議書の提出

米軍嘉手納基地に町域の約82パーセントを占められている本町において、基地から派生する騒音等の基地被害にさいなまされており、日常の住民生活に影響を及ぼしている。

本町議会においては、意見書提出権を積極的に活用し平成元年以降平成29年11月現在までに496件もの基地関連の意見書及び決議書を可決し、基地被害に対し抗議するとともに、負担軽減に向け米軍や政府関係機関等に対し抗議・要請活動を行っている。

◆議員の資質向上への取り組み

議員の自己研鑽と資質の向上を図るべく、沖縄県町村議会議長会が開催する研修への積極的参加はもちろんのこと、議会独自にひと月に1回のペースで「救命救急講習」や「認知症サポーター養成講座」「タブレット研修会」など多岐分野にわたる議員研修を実施している。

以上のように監視機能の充実を図りつつ常にかかれた議会を目指し改革に取り組んでいる。

2 住民にかかれた議会

◆会議の公開

本会議のほか議会基本条例において常任委員会、特別委員会及び全員協議会など各種会議を原則公開とし、町民の傍聴を可能としている。

◆議会開催及び議案、一般質問の内容の周知

定例会及び臨時会の開催にあたっては、議会開催日、日程、議案等を議会ホームページに掲載し傍聴を呼びかけ、定例会については開催日程及び一般質問通告事項を議会ホームページ、町内自治会事務所及び役場庁舎内掲示板へ掲示すると同時に各種補助団体へも通知するなど幅広く周知を図っている。

傍聴者へは、議会審議の内容をより理解しやすくするため、議事日程のほか一般質問通告書、意見書案及び決議書案を配布し、議案については一覧として公開している。

また、採択された意見書・決議については会議終了後、速やかに議会ホームページへ掲載し、最新の動向をいち早く町民に周知するよう取り組んでいる。

◆議会広報

議会広報は年4回定例会終了後の翌々月に原則発行しており、町内全世帯へ配布すると同時に、町議会ホームページへも掲載し、最新号はもちろんバックナンバーも掲載し誰でも閲覧が可能となっている。

議会広報発行に際しては、自らの行った一般質問が町民へ伝わりやすいよう、一般質問を行った議員自身が原稿を作成し、広報委員会において校正・発行の

手続きをしている。また、住民懇談会実施後の質疑応答や抗議・要請活動の内容、議員研修の報告など議員の活動を掲載することにより議員の活動がより町民へ伝わるよう努めている。

◆議会の情報公開

議会専用ホームページを開設し、定例会・臨時会の日程案や一般質問通告書、議員名簿や住民懇談会報告書等を掲載している。臨時会においては、招集告示と同時に開会のお知らせとして、開会日時及び議案名を掲載している。可決した意見書・決議書などの議案及び会議結果は当日にホームページへ掲載し、より早く町民への議会活動の情報公開に努めている。